

HRC39 会議記録

房野 桂 作成

2018年9月10日(月)午前 第1回会議

議事項目 1: 組織上・手続上の問題

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書・高等弁務官事務所と事務総長報告書

議事項目 3: すべての人権、開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

理事会議長ステートメント

Vojislav Suc: 9月に機能を引き継ぎ、初めて理事会で演説することになる新人権弁務官 Michelle Bachelet 氏を歓迎する。手続上の問題について皆様に伝え、5つの後発開発途上国の理事会への代表を歓迎する。ヴェネズエラ外務大臣、アルメニア外務大臣、英国外務英連邦問題大臣が会期中に理事会で演説することになっている。会期中のセクシュアル・ハラスメントに対するゼロ・トレランスを強調する。

人権高等弁務官ステートメント

Michelle Bachelet: 声なき人々、人権侵害の被害者のための真の代弁者である前任者 Zeid Ra'ad Al Hussein 高等弁務官の勇気と業績を認める。彼らのニーズや権利は、いつでも理事会の作業の中心的重点でなければならない。私は、このマンデートに公務員としての私の経験と憎悪を逆転させることへの生涯にわたる献身をもたらし、質と万人に対する尊重を保障する。私は政治犯であり政治犯の娘であったことを想起する。私は、難民であり、拷問と両親の強制失踪を経験した子どものための医師でもあった。私は、人権の大義に私の公務への取組を育ててきた文化の多様性をもたらし、すべての人権擁護者と活動家、勇気と尊厳と無私の精神への私の基本的な執着をもたらす。私は、多国籍機関を通したすべての行為者の間の協力が、世界が直面している複雑な課題を解決できるものと確信している。グッド・ガヴァナンスは、万人がより尊重し合う、調和した社会で暮らすことができるように、正義と尊厳と平等へのアクセスにおける格差を明らかにし、修正することに基づいている。政治的差異で分裂する国々もあるが、人権を支持することはすべての国の利益になる。もし国々が理事会のような多国間機関を傷つけるならば、人々が直面している課題に応えることはできないであろう。従って、理事会は合意を求めることが必要である。不毛な争いではなく、撤退ではなく、核心となる原則と共通の目標を維持するための集団的で調整された、協力的作業で、すべての加盟国による一層のかかわりがなければならない。

最も効果的な解決策は、原則と開放性、集団的合意と調整された行動に基づくものである。私には合意が可能であることが分かっていることを強調する。私は、軍の指導者たちが民主的政策への軍事介入を止めることにコミットし、抑圧の被害者と和解するために活動できることを知っている。私は、女性、世界の南の諸国民及びその他の多くの差別され搾取されている集団に対する何世紀にもわたる差別と搾取を押し戻すことができることを知っている。これは過去に推進され、今日推し進めなければなら

ない作業である。国民の権利を支持することに対して主たる責任を有しているのは国家である。

私は、すべての人々の固有の資格である市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利を提唱するつもりである。私は恐れもせず、臆もせず、完全に客観的に人々の声となり、人々の強い擁護者になるよう努め、区別なくすべての人権を保護し、推進するようすべての国家に要請するつもりである。理事会には、性、ジェンダー、アイデンティティ、人種または民族性、宗教、障害または移動の地位またはその他の特徴にかかわらず人権侵害が起こるたびにこれに反対して声を上げる責任がある。特定の国の政治体制の型にかかわらず、理事会には、すべての人権を支持して、変革的改善を提唱し、支持する責務がある。人々の不可譲の権利は互いに依存しているので、理事会はそこから選ぶことはできない。平等を推進する措置は、社会のすべての構成員が完全に貢献できる強力で、持続可能な経済開発を牽引する。最高の質の教育と経済的・社会的権利へのアクセスは、絶望、不信、暴力的過激主義をなくす手助けをする。社会がより強くなり、予想できないショックにより抵抗できるようになるのは、すべての人権へのアクセスによる。

人道活動においては、国連は、この困難な解決策に対する開発の取組と人道の取組と人権の取組をつなぎ合わせることを求める新しい作業方法を採用している。「持続可能な開発目標」は、いわゆる人権の微妙な問題に関する議論なくしては進歩がないであろう。「移動グローバル・コンパクト」は、移動のより良いより効果的管理のための希望を提供している。今日、人権に対しては多くの挫折があるが、大きな機会もある。国際社会は、人類を結びつける普遍的価値を反映する強力で、活力に満ちた、生きた法律と規範の体系の上に立っている。高等弁務官事務所の声は、その権威と合法性と客観性において有力である。国連で進行中の新しい改革は、人権の取組が国連パートナーの作業の中心にあることを提唱する機会を示している。

多くの作業が、世界中での72の現地駐在を含め、高等弁務官事務所、理事会、条約機関委員会及び市民社会活動家によってすでに成し遂げられてきた。私は、国境を越え、さらなる多国間主義、さらなる協力、さらなる対話、さらなる合意、さらなる調整された行動を推進することを望んでいる。司法の力は、最悪の違反や犯罪さえ防止し、思いとどまらせることができよう。国際社会が、国家の公約の実施を押し進めなければならないことを強調する。規範や法律は極めて重要ではあるがこれらは適用されなければならない。過去3か月にわたって事務所が準備した国別最新情報は、いくつかの領域での進歩と多くの課題のある状況を指摘している。人権高等弁務官事務所のウェブサイトで見られる高等弁務官の演説の公式版は、ヴェネズエラ、ニカラグア、ハンガリー、米国及び欧州連合諸国における多くの懸念と問題を含んでおり、オーストリア、イタリア及びドイツの最近の問題も含まれている。さらなる最新情報は、ミャンマー、バングラデシュ、カンボディア、インド管轄線の両側でのカシミール地域、アフガニスタン、朝鮮民主主義人民共和国、中国、スリランカ、シリア、イエメン、サウディアビア、イラク、バーレーン、イラン、エジプト、パレスチナ被占領地、エリトリア、エチオピア、マリ、カメルーン、スーダン、南スーダン、ソマリア、中央アフリカ共和国、ブルンディ、コンゴ民主共和国、トルクメニスタンタジキスタン、ロシア連邦、トルコ、ウクライナ、コロンビア、メキシコ、グアテマラ及びハイティにおける状況を概説している。

ミャンマーのための独立国際メカニズムを設立する加盟国の努力を歓迎し、そのようなメカニズムを設立できるように、決議を採択し、この問題を総会にかけるよう理事会に要請する。シリアのイドリブにおける未決の危機が深く懸念される。エジプトでは、75名の人々に対する土曜日の死刑の宣告は、国際基準に従うことができなかつたもう一つの大量裁判に続いて衝撃的である。

議事項目 3(継続)

提出文書

1. 原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者報告書(A/HRC/39/52)
2. 上記報告書付録---パラグアイへのミッション(A/HRC/39/52/Add.1)
3. 民主的で公正な国際秩序に関する独立専門家報告書(A/HRC/39/47)
4. 上記報告書付録---ヴェネズエラとエクアドルへのミッション(A/HRC/39/47/Add.1)
5. 上記報告書付録--ヴェネズエラによるコメント(A/HRC/39/47/Add.2)

報告書プレゼンテーション

1. Urmila Bhoola 原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者
2. Livingstone Sewanyana 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

当該国ステートメント

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エクアドル、パラグアイ

意見交換対話

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、オーストラリア(英国も代表)、エジプト、リヒテンシュタイン、マルタ騎士団、ブラジル、パキスタン、フランス、南アフリカ、国連子ども基金(ユニセフ)、インド、チュニジア、国連ウイメン、ロシア連邦、フィリピン、トリニダード・トバゴ、イタリア、フィジー、中国、キューバ、ウクライナ

コメント

Uramila Bhoola、Livingstone Sewanyana

意見交換対話(継続)

ケニア、ボリヴィア多民族国家、イラク、ベルギー、ネパール、トーゴ、英国、アイスランド、レバノン、カタール、ポルトガル、米州機構、ナイジェリア、イスラム協力機構、ヨルダン、ニジェール、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、テロ被害者擁護協会、Conectas Derechos Humanos、反奴隷制度インターナショナル、南米インディアン会議(CISA)、プラン・インターナショナル Inc.(子ども擁護インターナショナル、Terre des Hommes 国際連盟との共同声明)、人口開発アクション・カナダ(性的権利イニシアティブを代表)、マイノリティ権利グループ、国際人権サーヴィス、Associacione Comunita Papa Giovanni XXIII、缶詰業者インターナショナル永久委員会、広報欧州連合、汎アフリカ科学技術連合、国際弁護士団体、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.

まとめ

Urmila Bhoola、Livingstone Sewanyana

9月10日(月)午後 第3回会議

議事項目 3(継続)

提出文書

6. 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家報告書(A/HRC/39/50)

7. 上記報告書付録---ジョージアへのミッション(A/HRC/39/50/Add.1)
8. 上記報告書付録---モンテネグロへのミッション(A/HRC/39/50/Add.2)
9. 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/39/55)
10. 上記報告書付録---インドへのミッション(A/HRC/39/55/Add.1)
11. 上記報告書付録---モンゴルへのミッション(A/HRC/39/55/Add.2)
12. 上記報告書付録---インドによるコメント(A/HRC/39/55/Add.3)

報告書プレゼンテーション

1. Rosa Kornfeld-Matte 高齢者の権利に関する独立専門家
2. Leo Heller 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者

当該国ステートメント

ジョージア、ジョージア公共擁護者、モンテネグロ、インド、モンゴル

意見交換対話

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、欧州連合、アルゼンチン(諸国グループを代表)、アイスランド(諸国グループを代表)、エジプト、スロヴェニア、ホーリーシー、パレスチナ国、ブラジル、モンテネグロ、カタール、マルタ騎士団、モルディヴ、タイ、フランス、イタリア、スイス、シンガポール、マレーシア、トーゴ、ナミビア、ドイツ、国連子ども基金、フィンランド、チュニジア、国連ウイメン、ロシア連邦、フィリピン、ヴェトナム、トリニダード・トバゴ、パキスタン、国際赤十字委員会、ジブティ、バハマ、クロアチア、パラグアイ、フィジー、スペイン

コメント

Rosa Kornfeld-Matte、Leo Heller

意見交換対話(継続)

中国、ウクライナ、ケニア、欧州評議会、オーストラリア、ボリヴィア多民族国家、モロッコ、エルサルヴァドル、アラブ首長国連邦、ベナン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラン・イスラム共和国、イラク、バングラデシュ、チリ、アンゴラ、アルジェリア、ネパール、南アフリカ、コート・ド'イヴォワール、英国、メキシコ、エクアドル、ボツワナ、ポルトガル、マルタ、ヨルダン、イスラム協力機構、ブルキナファソ、アゼルバイジャン、スーダン、ボリヴィア多民族国家・クロアチア・エルサルヴァドル・ドイツ・ケニア・韓国・ナイジェリア・北アイルランド・フィリピン国内人権機関、スウェーデン LGBT 連盟、ヘルプエイジ・インターナショナル、フランシスカン・インターナショナル、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、高齢化グローバル・アクション(国際国連青年学生運動との共同声明)、保健環境プログラム(HEP)、国際人種差別反対運動(IMADR)、Alsalam 財団、世界市民協会、Association pour l'Inegration et le Developpeent Durable au Brundi、世界バルア団体、アフリカ先住民調整委員会、Iuventu e.V.、Associazione Conunia Papa Giovanni XXIII

まとめ

Rosa Kornfeld-Matte、Leo Heller

答弁権行使

ロシア連邦: クリミア自治共和国とセヴァストポール市は、国民の自由で主権のある意思の表現を土台としたロシア連邦の領土の一部である。クリミアは、間もなくロシア社会と経済空間に完全に統合される。ロシア連邦は、ウクライナ南部での紛争の当事国ではなく、ウクライナ代表が行ったステートメントは、自国の国民に対するキエフの侵攻を隠そうとする試み以外の何物でもない。ウクライナ武装軍は、ドンパス地域の水の供給インフラへの攻撃の主たる犯人である

9月11日(火)午前・昼 第4回会議・第5回会議

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国外務大臣演説

H.E. Mr. Jorge Arreaz

議事項目2(継続)

高等弁務官の口頭による最新情報に関する一般討論

パキスタン(イスラム協力機構を代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、英国(諸国グループを代表)、ペルー(諸国グループを代表)、フィリピン(東南アジア諸国連合を代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、東ティモール(諸国グループを代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、ノルウェー(国連70グループを代表)、アルゼンチン(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、キューバ(諸国グループを代表)、セネガル(国際フランス語機構を代表)、オランダ(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、モロッコ(諸国グループを代表)、ポルトガル(諸国グループを代表)、カタール、ブラジル、ドイツ、チュニジア、スロヴェニア、スイス、韓国、モンゴル、サウディアラビア、パキスタン、フィリピン、アラブ首長国連邦、**日本**、英国、キューバ、メキシコ、ハンガリー、ウクライナ、エジプト、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コンゴ民主共和国、ジョージア、イラク、チリ、エチオピア、セネガル、ベルギー、ネパール、南アフリカ、コートジボワール、スペイン、クロアチア、アイスランド、エクアドル、ナイジェリア、スロヴァキア、ほ、ルワンダ、中国、カナダ、エストニア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ロシア連邦、クウェート、モンテネグロ、モルディヴ、タイ、パラグアイ、フランス、シンガポール、スウェーデン、インド、ナミビア、インドネシア、リビア、フィンランド、国連ウイメン、デンマーク、オランダ、イタリア、朝鮮民主主義人民共和国、シリア・アラブ共和国、チェキア、モロッコ、ラトヴィア、ミャンマー、ボリヴィア多民族国家、イラン・イスラム共和国、エルサヴァドル、スーダン、ベナン、コスタリカ、バングラデシュ、ルーマニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アルジェリア、バーレーン、セルビア、ホンデュラス、アルバニア、コロンビア、ハイティ、ギリシャ、アルメニア、ベラルーシ、ポーランド、アイルランド、エリトリア、ヴェトナム、イエーメン、ニカラグア、オマーン、レソト、ボツワナ、アゼルバイジャン、ジャマイカ、米州機構、レバノン、ポルトガル、トルコ、マリ、ウルグアイ、ウガンダ、モルドヴァ共和国、カザフスタン、ブータン、ガボン、ルクセンブルグ、フィジー、ヴァヌアトゥ、ニュージーランド、ヨルダン、国内人権機関世界同盟、Comision Mexicana de Defensa y promocion de los Detechos Humanos, Asociacion Civil、人権監視機構(アジア・リーガル・リソース・センター、CIVICUS---世界市民参画同盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権サー

ヴィスとの共同声明)、フランシスカン・インターナショナル、国際人種差別反対運動(IMADR)、Istituto Intrnazionale Maria Ausaliatrice delle Salesiane di Don Bosco、拷問被害者 Khiam 更生センター、国際人権サービス、国際アフリカ民主主義協会、第 19 条---国際検閲禁止センター、アメリカ法律家協会(国際人権法スペイン協会、国際民主弁護士協会、国際教育開発、国際和解フェローシップ、Mouvement contre le racisme et pour l'amitie entre les peoples、世界会議との共同声明)、カイロ人権学研究所、クエーカー教徒協議のための友好世界委員会(カリタス・インターナショナル・カトリック教会国際連合、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、子ども擁護インターナショナル、Terre des Hommes 国際連盟との共同声明)、イラク開発団体、国際法律家委員会、テロ被害者擁護協会、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、Alsalam 財団、環境管理学センター、アフリカ地域農業貸付協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、フフリカ・グリーン財団インターナショナル、社会被害者保護慈善機関、世界環境資源会議、アジア・リーガル・リソース・センター、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、連合村、暴力被害者擁護団体、世界ムスリム会議、Conseil international pour le soutien a des process equitables e aux Droits de l'Homme、人権学中国協会(CSHRS)、国際弁護士団体、広報欧州連合、缶詰業者国際永久委員会、Conseil de jeunesse pluriculturelle(COJEP)、世界バルア団体、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、国際和解フェローシップ、Pasumai Thaayagam 財団、国際ムスリム女性連合、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Le Pont、世界ウクライナ女性団体連盟、ABC Tamil Oli、世界被害者協会、国際アフリカ連帯、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、Reseau Internaional des Droits Humains(RIDH)、国際国連青年学生運動、Associacion Comunia Papa Giovanni XXIII、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social(国際民主弁護士協会、Le Pont、Turner la page との共同声明)、Mouvement contre le racisme et pour l'amitie entre les peoples、国際人権同盟連盟、IUS PRIMI VIRI 国際協会、パスチナ居住難民権 BADIL リソース・センター、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、女性国際民主連盟、科学技術汎アフリカ連合、世界福音同盟、Iuventum e.V.、保健環境プログラム、保健人権推進者アフリカ委員会、"Coup de Pousse" Chaline de l'Espoir Nord-Dud'C.D.P-C.E.N.S)、Duneyo 協会、アフリカ文化インターナショナル、勝利の青年運動、女性の人権国際協会、国際弁護士協会、Associagion pour l'Integration et le Developpement Durable au Burundi、アフリカ先住民族調整委員会、Mbororo 社会文化開発協会、世界平和会議、L(Observatoire Mauritanien ndes Droits de l'mme e de la Democratie、CIVICUS---世界市民参画同盟、国連監視機構、女性と子どもの権利保護協会、Barzani 慈善財団/BCF

日本のステートメント: 人権高等弁務官事務所は多くの課題に直面しているが、あたらしい高等弁務官が世界中で人権を推進するために強い指導力を示すことを期待している。日本は人権高等弁務官事務所を支援し、人権を保護し推進するためにその役割を果たすつもりである。アジア太平洋の国として、日本は、人権擁護者と民族的マイノリティを含め、この地域の人々の継続する抑圧を懸念している。今年、日本は「人権宣言」採択の 70 周年を祝い、12 月にこれを記念する行事を開催するつもりである。

9月11日(火)午後 第6回会議

議事項目2(継続)

提出文書

13. ブルンディの人権状況に関するメモ(A/HRC/39/40)

人権副高等弁務官ステートメント

Kate Gilmore

当該国ステートメント

ブルンディ

意見交換対話

欧州連合、エジプト、フランス、オランダ、中国、Rencontre fricaine pour la defense of des droits de l'homme、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権同盟連盟、保健環境プログラム、ICRID(対話のための調査イニシャティヴ独立センター)

まとめ

Kate Gilmore

高等弁務官の口頭による最新情報に関する一般討論に対する答弁権行使

タンザニア連合共和国: 欧州連合との関係は重要であるが、タンザニアに関して欧州連合が行ったステートメントは例外である。タンザニアはいつも法の支配で統治されており、いつも人権の重要性を評価してきた。市民社会の構成員は正当な理由なくして拘束されたことはないことを主張する。難民を支援するというミッションにおける共通の責任を述べる。完璧な人権記録を有する国はなく、この点では、タンザニアは自国の記録を改善しようと努力している。

アラブ首長国連邦: カタールの行動がその主権によって正当化されるという考えに反対する。現在の政策は、一旦カタールがテロの支援を止めるならば前進するであろう。この地域の安定を保つためには、カールは、クウェートを含めこの地域の国々との対話を始めなければならない。理事会は、集団的に人権の保護にかかわらなければならない、理事会とは何の関係もない問題とかかわるために利用されてはならない。

カンボディア: 高等弁務官とその事務所が、カンボディアの人権状況を無視したことは残念である。現在カンボディアにはいくつかの政党が存在しており、民主的な選挙がすでに行われてきた。選挙プロセスは平和裏に行われており、これは民主的価値が我が国に深く根付いていることを示している。カンボディアでは表現の自由が抑えられていると言う人々に対しては、我が国代表団は、国民は法の下で平等であり、犯した犯罪に対しては訴追されことを述べる。

モルディヴ: 立法・行政・司法という3つの権力の分立を含め、法の支配に依然としてコミットしている。モルディヴの選挙委員会は、9月の選挙のためにすべての必要な準備をしており、すべてが法に従うことを保障している。選挙運動は、2人の候補者が国全体で平等に集会を開催している状態で、スムーズに進んでいる。モルディヴは、調査を歓迎し、国際オブザーヴァーが出席するよう招いている。2008年以来、モルディヴで行われたすべての選挙は、自由で、公正で、信頼できるものであると国際オブザーヴァーによって宣言されており、今回は違っていることを信じる理由は何もない。

フィリピン: 麻薬反対運動は法の支配に沿って行われており、すべてのフィリピン国民の権利を保護することが必要であることを繰り返し述べる。この運動は、誰かの権利を侵害するために用いられているのではない。2018年5月現在、政府の努力が麻薬を撲滅する際の進歩を示していることをデータが示している。法律執行介入から生じた死亡は捜査されつつある。代表国の中には行われた措置の成功を認めることができないところもあることを残念に思う。同時に、フィリピンは、地域で最も多くの国際条約を批准していることを述べる。フィリピンは、欧州での未成年の亡命者の拘束について懸念しているが、これは「子どもの権利に関する条約」に反すめることである。

インド: パキスタンとイスラム協力機構に伝えるが、インドの不可譲の部分であるジャンム・カシミールの問題を政治利用しようとするむなしい試みを拒否する。ジャンム・カシミールの人々は、あらゆるレベルで自由で公正な選挙に参加した。ここでの主要な課題は、パキスタンから出てくる国境を越えたテロである。オサマ・ビン・ラディンを匿っていた国が、インドを非難するとは皮肉ではないか？地域の平和と安全保障は、パキスタンからのテロのために脅威にさらされている。インドはバルキスタンにおける継続する強制失踪とハラスメントをパキスタンに思い出してもらいたい。パキスタンは、ジャンム・カシミールの人々を利用することを止めるべきである。

モロッコ: 西サハラに関してアルジェリアが行った間違っただステートメントに反対する。嘆かわしい人権記録を持つ国から出たステートメントは受け入れがたい。アルジェリアは、移動者を追放したので、難民保護の領域での責務に違反した。従って、アルジェリアはよそでの人権侵害について申し立てをする立場にない。モロッコは、西サハラ地域でのかなりの開発を目撃している議員、市民社会、人権高等弁務官の代表者たちを受け入れてきた。

アゼルバイジャン: オーストラリアに伝えるが、その発言は間違っただ情報に基づいている。アゼルバイジャンにはソーシャル・メディアの利用者に課せられる制限はない。国民の約77%がインターネットの利用者である。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: ヴェネズエラでは人権は完全に享受されている。マデューロ大統領の政府は、効果的にすべての人権を保証している。一方的な矯正措置と厳しい経済戦争が、国民が品物や薬品を購入することを妨げている。人権についてヴェネズエラに教訓を垂れようとしている国々もあるが、その同じ国々が子どもと先住民族の奴隷化を含め、重大な人権侵害を行っている。移動者に対して外国人排斥を行っている国々もある。従って、こういった国々がヴェネズエラを裁く道徳的または政治的権威をもっているわけではない。こういった国々はヴェネズエラに反対する政治アジェンダを有しており、違法な矯正措置を支持している。

カタール: 国の主権を支持して、紛争を解決するための対話を支援する。カタールは、カタールに対する禁輸を強く拒否する。国々が対話に合意することに決めたなら、そのテーブルに真っ先に着くのはカタールであろう。テロの非難に関しては、非難する国々が実際はテロを支援する国々である。カタールはテロと闘うために活動しており、これを示す法律が設置されていることに国際社会は気づいている。

パキスタン: インドの国内問題にはかかわりたくない。カシミールの状況は、国際紛争となっている。1947年の分割協定は、ジャンムがインドの一部であるとは述べていない。カシミールにおける人権侵害は人道違反の犯罪となる。カシミールの状況を観察するためにこの地域を訪問しようとする委員会の試みに対するインドの拒否は、そのカシミールの人々に対する犯罪の証拠である。パキスタンは、カシミールの人々がテロリストではないことを強調する。カシミールにおける行動に関して刑事責任免除をなくすために、何も隠すことがないのなら、国際専門家の訪問を認めるようインドに勧める。

ペルー: ヴェネズエラにおける継続中の人権の悪化の範囲を繰り返し述べる。ヴェネズエラは、特にヴェネズエラ国民の食糧と薬剤に対する厳しいニーズを考慮して、国際制度と協力するよう要請される。今月現在、230万人のヴェネズエラ人が今では国を離れたと言われている。人道危機は、この地域の多くの国々が、ヴェネズエラに援助の手を差し伸べることにつながっている。ヴェネズエラ政府の代弁者による介入は、この開放的で寛大な援助の申し出の信用を失わせるようとする試みである。ペルーは、難民の流れについて心よりの懸念を唱え、ヴェネズエラに人道援助を受け入れるよう要請する。

メキシコ: ヴェネズエラは問題から注意をそらそうとしてきたので、そのコメントは驚くべきものではない。人権に関して理想的な記録を有している国はない。ヴェネズエラは理事会のメンバーとして、その責任を受け入れ、理事会と協力し、直面している問題を解決するよう要請される。

9月12日(水)午前 第7回会議

議事項目3(継続)

提出文書

14. 強制または任意によらない失踪に関する作業部会報告書(A/HRC/39/46)
15. 上記報告書付録---ガンビアへのミッション(A/HRC/39/46/Add.1)
16. 上記報告書のクロアチア、モンテネグロ、セルビア及びコソヴォへの訪問後に出された勧告のフォローアップ報告書(A/HRC/39/46/Add.2)
17. 上記報告書付録---ガンビアによるコメント(A/HRC/39/Add.3)
18. 恣意的拘束に関する作業部会報告書(A/HRC/39/45)
19. 上記報告書付録---アルゼンチンへのミッション(A/HRC/39/45/Add.1)
20. 上記報告書付録---スリランカへのミッション(A/HRC/39/45/Add.2)

報告書プレゼンテーション

1. Bernard Duhaime 強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長
2. Seong-Phil Hong 恣意的拘束に関する作業部会議長/報告者

当該国ステートメント

ガンビア、アルゼンチン、スリランカ

意見交換対話

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、エジプト、パレスチナ国、モンテネグロ、フランス、パキスタン、スイス、チュニジア、デンマーク、ロシア連邦、フィリピン、**日本**、クロアチア、中国、キューバ、ウクライナ、オーストラリア、ボリヴィア多民族国家、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コスタリカ、イラン・イスラム共和国、イラク、チリ

日本のステートメント: 強制失踪は、重要な普遍的人権問題として取り組まれるべきであり、「強制失踪からの万人の保護のための国際条約」を批准するようまだこれを行っていないすべての国々に強く要請する。日本は、数十年前に朝鮮民主主義人民共和国によって拉致された日本国民に注意を喚起する。

コメント

Beernard Duhaime、Seong-Phil Hong

意見交換対話(継続)

アンゴラ、アルジェリア、バーレーン、ペギー、ギリシャ、メキシコ、アフガニスタン、エクアドル、セルビア、オマーン、レバノン、ナイジェリア、ガンビア、タンザニア連合共和国、ペルー、カナダ、ヴァヌアトゥ、Conseil National des droit de l'homme of Morocco、国際差別人種主義反対運動(IMADr)、Alsalam 財団、アジア・リーガル・リソース・センター、Mouvement contre le racism et pour l'amitie entre les peuples、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、国際カトリック子どもビューロー、ルーテル世界連盟、法律司法欧州センター、クエーカー教徒協議のための友好世界委員会、国際弁護士協会、国際和解フェローシップ、任意によらない失踪被害者家族会、アフリカ開発協会、科学技術汎アフリカ連合

まとめ

Bernard Duhaime、Seong-Phil Hong

9月12日(水)昼 第8回会議

パナマ多国間問題協力副大臣ステートメント

H.E. Ms. Maria Luisa Navarro

議事項目3(継続)

提出文書

21. 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会報告書(A/HRC/39/49)
22. 上記報告書付録---ガーナへのミッション(A/HRC/39/49/Add.1)
23. 危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と廃棄処分の人権にとっての意味合いに関する特別報告者報告書(A/HRC/39/48)
24. 上記報告書付録---シエラレオネへのミッション(A/HRC/39/48/Add.1)
25. 上記報告書付録---デンマークとグリーンランドへのミッション(A/HRC/39/48/Add.2)

報告書プレゼンテーション

1. Saeed Mokbil 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会議長/報告者
2. Baskut Tuncak 毒性のある廃棄物に関する特別報告者

当該国ステートメント

ガーナ、デンマーク、シエラレオネ

意見交換対話

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、欧州連合、フランス、モルディヴ、パキスタン、イスラエル、トーゴ、国連子ども基金、インド、ロシア連邦、フィリピン、中国、チュニジア、キューバ、ウクライナ、モロッコ、スーダン、ベナン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラン・イスラム共和国、イラク

コメント

Saeed Mokbil、Baskut Tuncak

意見交換対話(継続)

バングラデシュ、アルジェリア、セネガル、ネパール、南アフリカ、コートジボワール、アイスランド、エクアドル、ボツワナ、レバノン、アゼルバイジャン、ボリヴィア多民族国家、ガンビア、国連環境計画、メキシコ、バハマ、国際アフリカ民主主義協会、国際民主弁護士協会、世界環境資源会議、FIAN インターナショナル、Iuventum e.V、開発途上国との協力ヒューマニスト機関、環境管理学センター、ヒューマン・ライツ・ナウ、平和団体調査委員会、Alsalam 財団、母親が大事、国際和解フェローシップ、保健環境プログラム、中国人権学協会(CSHRS)、世界市民協会

まとめ

Saeed Mokbil、Baskut Tuncak

9月12日(水)午後 第9回会議

議事項目3(継続)

提出文書

26. 開発への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/39/51)
27. 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者報告書(A/HRC/39/54)
28. 上記報告書付録---欧州連合へのミッション(A/HRC/39/54/Add.1)
29. 上記報告書付録---シリア・アラブ共和国へのミッション(A/HRC/39/54/Add.2)

報告書プレゼンテーション

1. Saad Alfarargi 開発への権利に関する特別報告者
2. Idriss Jazairy 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者

当該国ステートメント

欧州連合、シリア・アラブ共和国

意見交換対話

チュニジア(アラブ・グループを代表)、欧州連合、アラブ首長国連合(サウディアラビア、エジプト、バーレーンも代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ホーリーシー、パレスチナ国、パキスタン、トーゴ、エジプト、チュニジア、インド、ロシア連邦、ヴェトナム、シリア・アラブ共和国、フィジー、中国、キューバ、スーダン、ベナン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エルサルヴァドル

コメント

Saad Alfarargi、Idriss Jazairy

意見交換対話(継続)

イラク、バングラデシュ、アンゴラ、クウェート、エチオピア、アルジェリア、バーレーン

答弁権行使

インド: パキスタンに答えるが、カシミールに関する嘘っぱちの政治的動機のある報告へのすべての

言及を拒否する。様々な国際団体は、強制失踪と司法外殺害がパキスタン占領のカシミールで続いていることを繰り返し述べ、パキスタンにおける強制失踪について特に懸念を表明している。パキスタンは国際社会を誤解させないで、自国の人権記録についてもっと反省するべきである。

インドネシア: ヴァヌアトゥのステートメントを全面的に拒否する。ヴァヌアトゥがインドネシアの国内問題に介入するために利用できる時間をすべて使ったことは考えられないことである。ヴァヌアトゥは分岐運動を支持している。人権理事会は、大小を問わずすべての国の主権を支持するために設立されている。ヴァヌアトゥは、国連加盟国を分裂させるために活動している。太平洋島嶼国を代表しているなどと勝手に言うことはできない。インドネシア政府は、国連のパプアへの訪問を実現するために活動している。ヴァヌアトゥは、自国の農山漁村地域でのインフラ・プロジェクトを支援することすらできないが、パプアを訪れたことのある人々は、この地域の開発を目撃できる。

アルメニア: 発電所に関するアゼルバイジャンの間違った非難に対応している。アルメニアは、国際原子力機関と協力しており、発電所は安全性のために点検を受けてきた。発電所は、好事例として推薦されてきた。アルメニアはいつでも発電所を国際社会に公開していることに対して推奨されている。

パキスタン: 逸脱戦略と嘘を用いるインドの能力に驚いている。パキスタンは高等弁務官事務所が提起したような国際社会に対する懸念の問題を強調する。カシミールにおける強制失踪の数は驚くべきものであり、これらは孤立した事件ではない。むしろこれらはインドの完全な人権無視を表している。12のインドの州で自由運動があり、誰もがその原因が何であるかを想像できる。

アゼルバイジャン: アルメニア代表は、好事例としては時代遅れの計画を示そうとしたことを強調する。国際専門家と団体の中には、アルメニアが発電所を閉鎖することを要請して、時代遅れの発電所についての懸念を唱えているものもある。

9月13日(木)午前 第10回会議

大量殺戮の犯罪の防止と懲罰に関する条約70周年を記念する高官パネル討論

開会ステートメント

Vojislav Suc 人権理事会議長

基調ステートメント

Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Adama Dieng 事務総長補・大量殺戮防止に関する事務総長特別顧問
2. Judge Kimberly Prost 国際刑事裁判所判事・元旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷判事
3. William Schabas ミドルセックス大学国際法教授・ライデン大学国際刑法・人権教授
4. Fabian Salvioli 真実・正義・賠償・再発防止保証の推進に関する特別報告者

意見交換対話

チュニジア(アラブ・グループを代表)、コスタリカ(諸国グループを代表)、スイス、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、オランダ(R2R 友好国グループを代表)、欧州連合、リトアニア(諸国グループを代表)、チェコ共和国、モンテネグロ、リヒテンシュタイン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オーストラリア、世界ユダヤ人会議、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、世界殺害禁止

センター、エクアドル、キューバ、ギリシャ、ロシア連邦、スロヴェニア、セネガル、ブラジル、トルコ、イタリア、スーダン、イラク、ルワンダ、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、人権監視機構、Vrein Sudwind Entwicklungspolitik

まとめ

Dadama Dieng、Kimberly Prost、Wiliam Schabas、Fabian Salvioli、Vojislav Suc

アルメニア外務大臣ステートメント

H.E. Mr. .Xobrab Mnatsakanyan

議事項目 3(継続)

開発への権利に関する特別報告者・一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者との意見交換対話(継続)

ベラルーシ、スリランカ、アゼルバイジャン、ジンバブエ、ナイジェリア、ブルキナファソ、ヨルダン、アルメニア、ネパール、モルディヴ、アイスランド、ボリヴィア多民族国家、アフガニスタン、エクアドル、南アフリカ、イラン・イスラム共和国、ケニア、イラン生活の質改善協会、人口開発アクション・カナダ、社会機被害者保護慈善機関、暴力被害者擁護団体、社会的害悪防止協会(PASH)、Shivi 開発協会、キューバ作家芸術家連合、Asociacion Cubana e las Naciones Unidas、ヘルシンキ人権財団、スウェーデン LGBT の権利連盟(国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、キューバ法律家国内連合、世界ムスリム会議、Action international pour la paix et le developpement dnas la region des Grands Lacs、イラク開発団体

まとめ

Saad Alfarargi、Idriss Jazairy

9月13日(木)午後 第11回会議

議事項目 3(継続)

提出文書

30. 真実・正義・賠償・再発防止保証に関する特別報告者報告書(A/HRC/39/53)

報告書プレゼンテーション

1. Fabuab Sakvuiy 真実・正義・賠償・再発防止保証に関する特別報告者
2. Adama Dieng 大量殺戮防止に関する事務総長特別顧問

意見交換対話

欧州連合、アルゼンチン(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、フランス、イスラエル、スイス、トーゴ、エジプト、韓国、モルディヴ、テュニジア、ロシア連邦、オーストリア、オランダ、パラグアイ、中国、コロンビア、国際赤十字委員会、スーダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラン・イスラム共和国、イラク、チリ、ベルギー、ギリシャ、南アフリカ、英国

コメント

Fabian Salvioli、Adama Dieng

意見交換対話(継続)

メキシコ、ポーランド、ボツワナ、ボリヴィア多民族国家

答弁権行使

アゼルバイジャン: アルメニアは理事会を誤解させ続けている。アルメニア外務大臣は、民主主義について説教をしたが、非アルメニア人を追放し、単一民族国家を設立しようとしているのはアルメニアである。理事会は、人権侵害に対して目を瞑らないよう要請される。自決権に関しては、「ヘルシンキ最終法」によればこれは無効である。アゼルバイジャン領土でのアルメニア軍の存在は、この地域の永久的平和に対する主要な障害である。ナゴルノ・カラバフが未だにアルメニアのものであるとの外務大臣のステートメントはアルメニアが間違っただの木の下の間違った森にいることを示している。

日本: 慰安婦問題についての韓国のステートメントに答えるが、韓国との長い折衝の末、両国はこの問題が不可逆的に解決されたことで合意に達したことを思い出してもらいたい。日本政府は、慰安婦問題は、ひどい傷害を負った多くの人々の名誉と尊厳を傷つける問題であることを認めている。1990年代以来、政府は元慰安婦の名誉を回復し、彼女たちに救援を提供するための措置を積極的に取ってきた。

韓国: 慰安婦の問題は単なる2国間の問題ではなく、紛争中の性暴力に関するより幅広い人権問題であることを明確にする。この問題の解決にはその再発を防止するために、被害者の名誉と尊厳を回復し、その傷を癒し、痛ましい歴史から教訓を引き出す真の努力が必要である。

日本: 日本政府は継続して合意された公約を実施し、今世紀を女性の権利が侵害されることのない時代にする用意がある。

9月14日(金)午前 第12回会議

議事項目3(継続)

真実・正義・賠償・再発防止保証に関する特別報告者と大量虐殺防止に関する事務総長特別顧問との意見交換対話(継続)

ガンビア、ブルキナファソ、アイルランド、コーティヴォワール、ルワンダ、モロッコ国内人権会議、女性の人権国際協会、Sikh 人権グループ、Pasumai Thaayagam 財団、世界殺害禁止センター、"Gupaj Amaru" インドイアン運動、Comision Mexicana de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos 市民協会、権利生計賞財団、Consello indigenista Missinario、国際和解フェローシップ、テロ被害者擁護協会、法律司法欧州センター、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、開発途上国との協力ヒューマニスト機関、フランス自由:ダニエル・ミッテラン財団、シリア・メディア表現の自由センター

まとめ

Fabian Salvioli、Adama Dieng

人権理事会議長ステートメント

Vojislav Suc

国連経済社会理事会理事長説明

Inga Rhonda King

提出文書

31. 開発への権利に関する作業部会報告書(A/HRC/39/56)

議事項目 2(継続)

提出文書

1. 開発への権利---事務総長と国連人権高等弁務官の報告書(A/HRC/39/18)
2. 死刑の問題---事務総長報告書(A/HRC/39/19)
3. 人権の保護と推進のための国内機関---事務総長報告書(A/HRC/39/20)
4. 人権の推進と保護のための国内機関の地位に関連する原則(「パリ原則」)に従って国内機関を認証する際の世界国内人権機関同盟の活動---事務総長報告書(A/HRC/39/21)
5. 国連人権高等弁務官事務所スタッフの構成---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/22)
6. ジャーナリストの安全の保障に関連して利用できるメカニズムについての国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/23)
7. 人権侵害防止における市民社会団体、学界、国内人権機関及びその他のステイクホルダーの役割と貢献に関する専門家ワークショップの概要---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/39/24)
8. 新生児と5歳未満の子どもの死亡と罹病に対処する人権に基づく取組を適用する際の経験に関する専門家会議概要---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/25)
9. 予防できる妊産婦死亡と罹病を削減するための政策とプログラムの実施に対する人権に基づく取組の適用に関する技術ガイダンスの適用のフォローアップ---事務局メモ(A/HRC/39/26)(翻訳は「公式文書」を参照)
10. 公共問題に参画する権利の効果的実現に関する各国のためのガイドライン案---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/39/28)
11. 企業の責任を含めたデジタル時代のプライバシーへの権利の推進と保護に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/29)
12. 特に最も危険にさらされている子どもたちのための出生登録へのアクセスを保障するための好事例と特別措置に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/30)
13. 平和への権利に関する国際ワークショップの概要---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/31)
14. 家庭の保護: 高齢者の人権保護と推進を支援する際の家庭の役割---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/32)
15. 青少年と人権に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/33)
16. すべての女性と女兒による人権の完全享受と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施へのジェンダーの視点の組織的主流化を目的とする好事例における格差、課題を検討するための国際専門家会議---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/34)(翻訳は「公式文書」を参照)
17. 「人権教育世界プログラム」第四段階のためのターゲット・セクター、重点領域、テーマ別人権問題に関する各国、国内人権機関及びその他の関連ステイクホルダーの見解---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/39/35)
18. 精神衛生と人権に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/36)
19. 先住民族の権利に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/37)
20. ネルソン・マンデラ 100 周年を祝う高官会期間討論---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/38)

21. 人権に関連して世界麻薬問題に効果的に対処しこれと闘うという合同公約の実施に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/39/39)

議事項目 3(継続)

開発への権利に関する作業部会議長によるプレゼンテーション

Zamir Akram

議事項目 2(継続)

人権副高等弁務官による報告書のプレゼンテーション

Kate Gilmore: …予防できる妊産婦死亡と罹病を削減するための政策とプログラムの実施への人権に基づく取組の適用に関する技術ガイダンスの適用に関しては、生命を与える女性の予防できる死亡をなくすには、一人ひとりの女性の固有の尊厳と自立に対するゆるぎないコミットメントが必要である。医学的ノウハウと能力は、予防できる妊産婦死亡率が非常に高い人道の場においてさえ十分ではない。予防行動には、女性差別と暴力に対する努力が伴わなければならない。…「2030 アジェンダ」へのジェンダーの視点の組織的主流化におけるすべての女性と女兒による人権の完全享受を目的とする好事例における格差と課題を検討するための2日間にわたる会期間専門家会議の成果に関する高等弁務官の報告書は、包摂的で持続可能な開発を損なうために重なり合う形態の差別がどのように共に作用するかについての世界的専門家の助言を捉えている。…

議事項目 3(継続)

一般討論

パキスタン(イスラム協力機構を代表)、南アフリカ(諸国グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、中国(超地域諸国グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、メキシコ(諸国グループを代表)、ドイツ(諸国グループを代表)、ウクライナ(諸国グループを代表)、アイルランド(諸国グループを代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、チェコ共和国(諸国グループを代表)、ポルトガル(諸国グループを代表)、ブルガリア(諸国グループを代表)、エルサルヴァドル(諸国グループを代表)、クウェート(湾岸協力会議を代表)、コーティヴォワール(ポルトガル語諸国共同体を代表)、エジプト(諸国グループを代表)、パキスタン、トーゴ、サウディアラビア、チュニジア、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

まとめ

Inga Rhonda King 国連経済社会理事会理事長

9月14日(金)午後 第13回会議

議事項目 3(継続)

一般討論

イラク、ベルギー、ナイジェリア、スロヴァキア、ケニア、韓国、南アフリカ、エクアドル、英国、日本、ホーリーシー、モンテネグロ、タイ、フランス、国連ウイメン、メシア連邦、オランダ、シリア・アラブ共和国、バハマ、インド、イラン・イスラム共和国、コスタリカ、バングラデシュ、アルジ

エリア、ギリシャ、アイルランド、ボツワナ、アゼルバイジャン、タンザニア連合共和国、ニュージーランド、ヴェトナム、モルディヴ、リビア、モルドヴァ共和国、創価学会インターナショナル (Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII, Assciaion Points-Coeur, St. Vincent de Paul 慈善の娘団、GAI 財団、世界エコ村ネットワーク、大卒女性インターナショナル(GWI)、Insgituto de ionniDesenvolvimento e Direitos Humanos、国際カトリック子どもビューロー、国際ユダヤ人女性会議、国際女性会議、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、教育への権利教育の自由国際団体 OIDEL、母親遺産プロジェクト、ONG ホープ・インターナショナル、クリーン・エネルギー惑星協会、テレジア協会、UPR Info、世界ウクライナ女性団体連盟との共同声明)、任意によらない失踪被害者家族会、刑法改正インターナショナル(IDPC コンソーシアムとの共同声明)、非営利法国際センター(INCPL)、世界ユダヤ人会議、VIVAT インターナショナル、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII, 共に死刑反対、Centro de Estudios Legales y Sociales'CELS)市民協会(人権開発アジア・フォーラム・フォーラム・アジア、Conect Derechos Humanos、国際人権サービスとの共同声明)、Fundacion Latinamericana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social、アボリジナル・アイランダー調査行動アボリジナル社財団、拷問廃止のための基督教徒 ACAT 行動国際連盟、勝利の青年運動、世界市民協会、解放、Associagtion pour l'integration et le Developpemen Durable au Burundi、Action internationale pour la paix et le developpement dans la region des Grand Lacs、アフリカ先住民族調整委員会、Organizaion international pour les pays les moins avances、Mcororo 社会文化椅子津協会 MBOSCUDA、Dunenyoo 協会、“Couop de Pousse” Chaine de l’Espoir Nord-Sud(C.D.P-G.E.N.S)、アフリカ開発協会、**大卒女性インターナショナル(GWI)**、母親が大事、アジア・ユーラシア人権フォーラム、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、生命財団---グリーン生態系グループ、環境の字土足可能な開発を提唱するイラン女性協会、国際アフリカ民主主義協会、国際民主弁護士協会、第 19 条---国際検閲禁止センター、拷問被害身 Khiam 更生センター、拷問被害者 Khiam 更生センター、環境管理学んた一、アフリカ地域農業貸付協会、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、社会的被害者保護慈善機関、世界環境資源会議、科学技術汎アフリカ連合、平和団体調査委員会、Prahar、暴力被害者擁護団体、連合村、Villages Unis、世界ムスリム会議、連合学校インターナショナル、国際弁護士団体、南米インディアン会議、缶詰業者国際永久委員会、Conseil de jeunesse pluriculturelle、Sikh 人権グループ、キューバ国内法律家連合、世界バルア団体、Asociacion Cubana de las Naciones Unidas、南北協力連合都市機関、国際人種差別撤廃団体、国際和解フェロシップ、国際ムスリム女性連合、コロンビア法律家委員会

日本のステートメント: 日本は、さらされる放射線の量をコントロールすることを通して、福島での除染プロジェクトの労働者の安全を保障するために最善を尽くしてきた。政府は関連する法律と規則に従って、除染プロジェクトを厳しく監督し、もし違反が見つければ、政府は行政指導を出し、これが矯正されることを保障している。

大卒女性インターナショナル(GWI)のステートメント: 最も無視されている人権問題の一つとして、寡婦の問題について発言する。全世界で若い寡婦の数が増えており、若い寡婦は、ほとんどが、家父長的慣習がしばしば支配的であり、慣習法が現代の婚姻登録を犠牲にして守られている特にアフリカと南アジアの農山漁村地域で暮らしている。そのような状況では、寡婦であることは、社会的死とみなされている。

答弁権行使

ブラジル: ブラジルの先住民族の保護に対する公約は、法律に書かれている。ブラジルは国際労働条約決議第 169 号を批准したわずか 23 か国の一つである。現在ブラジルには 274 の言語を話す 305 の民族グループがあり、先住民族人口は増えつつある。先住民族のための機関は先住民族のニーズを推進するために、200 を超える公務員と公共サービスを加えて強化されてきた。また、先住民族に対する侵害や暴力の申し立ては、権限のある当局によって捜査されている。例えば、連邦検察官は、現在先住民族に対する攻撃に加わった農民を捜査している。人権プログラムにかかわっている人々の約 20% は先住民族である。

バーレーン: 大量殺戮防止に関する意見交換対話中にいくつかの NGO が行ったステートメントに応えるが、狭量な人種主義的緊張を助長するような歪曲された説明を聞いて大変残念に思う。これらは、事実を完全に無視する人々または故意に歪められた歴史的・地政学的事実から出てきたものである。バーレーンは、社会的共存を特徴とする多民族・多文化・多宗教の社会である。多くの人々はその寛容の精神と理解を広げようとする努力を称賛してきた。バーレーンの社会を知らない人々にとって、バーレーンは何年にもわたってこの地域の平和と安定のオアシスであった。バーレーンは国外追放者を受け入れ、彼らが自由にその宗教を行うことを認めており、バーレーンで起こっていることを大量殺戮と関連づけようとする試みを全面的に拒否する。

インド: いかなる言説もジャンム・カシミールがインドの不可欠の部分であることを否定できない。パキスタンはインド領土の一部を占領している国であり、インドに対して国境を越えたテロを支援している。ジャンム・カシミールの人々は、繰り返しインドの民主主義への信頼を示してきた。パキスタンは自国民を爆撃し、宗教的差異と不満を抑圧するために過酷な冒涇法を利用している。さらに、選挙中でさえ、様々なテロ活動家の活動を継続して認めている。

イラン・イスラム共和国: 政治的動機の誤解を与えるようなステートメントが英国によって行われた。イランではジャーナリストは自由に活動しており、国法に違反した者だけが法に従って扱われている。イランでは 146 のメディア・アウトレットが活動している。BBC ペルシャは独立しておらず、英国政府の外務・安全保障省に財政的にも政治的にも属している。このネットワークの活動は、メディア活動のマンデートを逸脱した 2009 年と 2018 年に特に顕著である。BBC ペルシャは、世論を攪乱し、間違った情報を広げた。

パキスタン: インドは幾つか嘘をついた。第一の嘘は国境を越えたテロに関するものである。インドは最も危険なテロを育成しており、これが Rajiv Gandhi の悲劇的な暗殺に繋がった。2 つ目の嘘は、インドが宗教的寛容に傾倒しているという嘘である。インドはイデオロギー的憎悪に牽引される団体に近い政治団体によって政治が行われている。いくつかの教会が蛮行で破損された。牛肉を食べたり運んだりすることは犯罪であり、公共のリンチという結果となっている。レイプがインドの安全保障軍によって、女性を標的とする手段として用いられており、驚くべきことに毎日 93 件のレイプが行われている。理事会は、ジャンム・カシミールにおけるインドの人道違反の犯罪について尋ねなければならない。

9月17日(月)午前 第14回会議

議事項目3(継続)

一般討論(継続)

開発と地域社会エンパワーメント協会、Tourner la Page、Le Pont、国際キャリア支援協会、国際アフリカ連帯、フランスカン・インターナショナル、イラク開発団体、国際人権サービス、Alsalam 財団、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、アフリカ保健人権推進者委員会、Maarij 平和開発団体、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、国際教育開発、Conseil Internaionl pour le soutien a des proces equitables e aux Droits de l'Homme、広報欧州連合、キューバ作家芸術家連合、IUS PRIMI VIRI 国際協会、アフリカ文化インターショナル、Resseau International des Droits Humanos (RIDH)、国際国連青年学生運動、アメリカ・マイノリティ国際人権協会、世界福祉協会、Masumai Thaayagam 財団、保健環境プログラム(HEP)、Organiation pour la Commuication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCAPROCE インターショナル、国際ヒューマニスト倫理連合、法律司法欧州センター、国際仏教救援団体、L'Observatoire Mauritanien des Droits de l'Homme et de la Democratie、インディアン教育会議、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、Jeunesse Etudiante Tamoule、プレス・エンブレム・キャ・キャンペーン、Bahjat Al-Baquir 慈善財団、アジア・リーガル・リソース・センター、Renconre Africaine pour la delfense des droits de l'homme

議事項目4: 理事会の注意を必要とする人権状況

提出文書

1. ブルンディに関する調査委員会報告書(A/HRC/39/63)

報告書プレゼンテーション

1. Doudou Diene ブルンディに関する調査委員会議長
2. Francoise Hampson ブルンディに関する調査委員会委員
3. Lucy Asuagbour ブルンディに関する調査委員会委員

当該国ステートメント

ブルンディ

意見交換対話

欧州連合、スロヴェニア、エストニア、フランス、ドイツ、デンマーク、オーストリア、英国、クロアチア、スペイン、中国、チェキア、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジョージア、イラン・イスラム共和国、ベルギー、オランダ、アイスランド、ブルンディ、ノルウェー、タンザニア連合共和国、スーダン、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、拷問廃止のための基督教徒 ACAT 行動国際連盟(市民的・政治的権利センター、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、TRIAL インターショナルとの共同声明)、国際人権サービス、アムネスティ・インターショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、人権監視機構、保健環境プログラム

まとめ

Doudou Diene、Francoise Hampson、Lucy Asuagbor

英国英連邦国連大臣ステートメント

H.E. Lord Ahmad of Wimbledon

9月17日(月)昼 第15回会議

議事項目4(継続)

提出文書

2. シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/39/65)

報告書プレゼンテーション

Pablo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント

シリア・アラブ共和国

意見交換対話

欧州連合、ノルウェー(北欧諸国を代表)、リヒテンシュタイン、カタール、カナダ、クウェート、ブラジル、エストニア、イスラエル、フランス、スイス、ドイツ、エジプト、モルディヴ、国連ウイメン、サウディアラビア、ロシア連邦、オランダ、イタリア、日本、朝鮮民主主義人民共和国、アラブ首長国連邦、クロアチア、スペイン、中国、チェキア

日本のステートメント: 科学兵器の使用はいかなる状況の下でも許されるものではないという立場を繰り返し述べ、シリアにおけるその使用を非難する。危機は、軍事的手段ではなく、政治的解決策を通してのみ解決できる。人道援助へのアクセスを保障するために、軍事的手段の利用を止めるようすべての当事国に要請する。

コメント

Paulo Sergio Pinheiro、Karen Koning Abuzayd、Hanny Megally

意見交換対話(継続)

キューバ、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジョージア、イラン・イスラム共和国、チリ、ルーマニア、アルジェリア、バーレーン、アルバニア、ベルギー、ギリシャ、英国、エクアドル、ポーランド、アイルランド、トルコ、ニュージーランド、ヨルダン、ベラルーシ、拷問被害者 Khiam 更生センター、婦人国際平和自由連盟、南北協力連合都市機関、Conseil international pour le soutien a des proces equitables et aux Droits de l'Homme、全世界基督教徒連帯、暴力被害者擁護団体、社会的被害者保護慈善機関、パレスチナ人帰還センターLtd.

まとめ

シリア、Paulo Sergio Piheiro、Kaen Koning Abuzayd、Hanny Megally

9月17日(月)午後 第16回会議

議事項目4(継続)

南スーダンの人権に関する委員会議長プレゼンテーション

Yasmin Sooka

当該国ステートメント

Paulino Wanawilla Unango 南スーダン司法憲法問題大臣

意見交換対話

チュニジア(アラブ・グループを代表)、欧州連合、フランス、スイス、ドイツ、デンマーク、ロシア連邦、オランダ、ジブティ、中国、オーストラリア、スーダン、アルバニア、ベルギー、英国、アイルランド、ノルウェー、ボツワナ、ニュージーランド、アルジェリア、エジプト、アイスランド、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、アムネスティ・インターナショナル、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、保健環境プログラム(HEP)

まとめ

Barney Afako、Qndrew Clapham、Yasmin Sooka

答弁権行使

スペイン: 人権の推進と保護に関する一般討論で、ある NGO が行ったステートメントに答えるが、スペインは、「自治地域社会法」を含め、国の法的枠組に沿って司法の独立が完全に尊重されている完全に民主的な国家であることを繰り返し述べる。スペインは平和的共存の原則がその民主主義を支えていることも繰り返し述べる。

イラン・イスラム共和国: シリアに関する独立調査委員会との対話中にイスラエルによって行われたステートメントに応えるが、パレスチナ人の自決権の否定を含め、人権の重大な侵害に対して責任のある政府によって出された偽善的で馬鹿々々しいイスラエルの申し立てを拒否する。イランは、イスラエルが支援する操り人形の ISIL がこの地域を支配することを認めることはできないので、イスラエル政府が長い間支援してきたテロ集団に反対して行動する。

レバノン: シリアに関する独立調査委員会との対話中にイスラエルが行ったステートメントに応えるが、違法な占領に反対する人々をすべてテロリストと呼ぶイスラエルによる非難を世界は十分に受けてきた。中立的な報告書は、イスラエルがシリアで活動しているテロ集団を支援する手助けをしていることを確認しており、レバノンはヒズボラを国の基本的な政治的構成要素であることを強調し、レバノンはこれをテロ団体と呼ぶことを拒否する。

9月18日(火)午前 第17回会議

議事項目4(継続)

提出文書

3. ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッション報告書(S/HRC/39/64)

報告書プレゼンテーション

Marzuki Darusan ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッション議長

当該国ステートメント

ミャンマー

意見交換対話

パキスタン(イスラム協力機構を代表)、リヒテンシュタイン、リトアニア、カナダ、英国、クウェート、タイ、スロヴェニア、エストニア、マレーシア、フランス、スウェーデン、パキスタン、スイス、ドイツ、韓国、フィリピン、インドネシア、フィンランド、デンマーク、サウジアラビア、チュニジア、オーストリア、オランダ

事実確認ミッション委員のコメント

Mazuki Darusman、Radhika Coomaraswamy、Christopher Dominic Sidoti

意見交換対話(継続)

日本、クロアチア、スペイン、中国、チェコ共和国、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジョージア、イラン・イスラム共和国、コスタリカ、イラク、バングラデシュ、ベルギー、ギリシャ、モンテネグロ、ルクセンブルグ、アイスランド、ポーランド、アイルランド、ノルウェー、トルコ、スロヴァキア、ニュージーランド、ヨルダン、ヴェトナム、ラオ人民民主主義共和国、ネパール、アルジェリア、モルディヴ、アフガニスタン、人権監視機構(アムネスティ・インターナショナルとの共同声明)、人権法センター、人権開発アジア・フォーラム・フォーラム・アジア、性と生殖に関する権利センター、第 19 条---国際検閲禁止センター、ヒューマン・ライツ・ナウ、全世界基督教徒連帯

日本のステートメント: ミャンマーは捜査を行い、申し立てられた人権侵害に対応する適切な措置を取るべきである。日本は、必要な情報を提供することにより、国際社会と協力し、難民の安全で尊厳のある帰還を可能にするようミャンマー政府と軍に要請する。

まとめ

Marzuki Darusaman、Radhika Coomaraswamy、Christopher Sidoti

9月18日(火)昼・午後 第18回会議・第19回会議

議事項目4(継続)

一般討論

パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(諸国グループを代表)、ドイツ、スイス、スロヴェニア、韓国、日本、パキスタン、スペイン、キューバ、ハンガリー、ウクライナ、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジョージア、ベルギー、英国、アイスランド、ペルー、中国、カナダ、フランス、イスラエル、モルディヴ、フィンランド、デンマーク、ロシア連邦、オランダ、朝鮮民主主義人民共和国、チェコ共和国、イラン・イスラム共和国、アイルランド、ノルウェー、ニカラグア、ベラルーシ、Procuraduria para la Defensa de los Devedchos Humanos de

Nicaragua、世界ユダヤ人会議、国連監視機構、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、ヘルシンキ人権財団、Connectas Direitos Humanos、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、Reseau International des Droits Humains (RIDH)、人権法センター、バハイ国際共同体、国際レズビアン・ゲイ協会、国際民主弁護士協会、世界福音同盟、漸進的コミュニケーション協会(アクセス・ナウとの共同声明)、科学技術汎アフリカ連合、全世界基督教徒連帯、Mouvement contre le racisme et pour l'unité entre les peuples、アムネスティ・インターナショナル、湖西人権同盟連盟、アメリカ・マイノリティ国際人権協会(IHRAAM)、南北協力連合都市機関、Agir Ensemble pour les Droits de l'homme et des peuples、ギニア医療互助協会、アフリカ文化インターナショナル、調査センター、"Tupal Amaru"インディアン運動、国際キャリア支援協会、Associaion HazteOir 団体、フランシスカン・インターナショナル、欧州---第3世界センター(地球の友インターナショナル、政策調査機関、国際民主弁護士協会との共同声明)、イラク開発団体、国際法律家委員会、国際人権サービス、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、Alsalam 財団、人権監視機構、アメリカ法律家協会、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc.、アラブ法律家連合、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、Conseil International de Soutien a des Proces Equitables et aux Droits de l'Homme、広報欧州連合、英連邦人権イニシャティヴ、世界市民協会、解放、Association pour l'integration et le Developpemen Durable au Burundi、アフリカ先住民族調整委員会、Action international pour la paix et le developpement dans la region des Grands Lacs、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUA、"Coup de Pousse" Chaline de l'Espoir Nord-Sud (C.D.P.-C.E.N.S)、アフリカ開発協会、ヒューマン・ライツ・ナウ、生命財団---グリーン生態系グループ、新人権カメルーン、平和 Brigades インターナショナル・スイス、人権平和アドヴォカシー・センター、権利生計賞財団、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、アフリカ民主主義国際協会、第19条---国際検閲禁止センター、女性の人権交際協会、拷問被害者 Khiam 更生センター、アフリカ地域農業貸付協会、世界環境資源会議社会的被害者保護慈善機関、環境の持続可能な開発を提唱するイラン女性協会、平和団体調査委員会、アジア・リーガル・リソース・センター、Prahar、世界ムスリム会議、連合学校インターナショナル、アフリカグリーン財団インターナショナル、国際弁護士団体、缶詰業者国際永久委員会、南米インディアン会議(CISA)、イラン生活の質改善協会、キューバ国連協会、Conseil de jeunesse pluriculturelle (COJEP)、世界バルア団体、国際人種差別撤廃団体(ESFORD)、国際和解フェロシップ、Pasumai Thaavaggam 財団、国際ムスリム女性連合、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCAPROCE インターナショナル、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、開発地域社会エンパワーメント協会、Turner la page、Association Thendral、Le Pont、Tamil Uzthagam、ABC Tamil Oli、Association Culturelle des Tamouls en France、世界被害者協会、国際アフリカ連帯、人間の運動行動(AHM)、国際ヒューマニスト倫理連合、Maarij 平和開発団体、暴力被害者擁護団体、連合村、国際教育開発、キューバ作家芸術家連合、欧州法律司法センター、弁護士の権利監視機構カナダ、Organization international pour les pays les moins avances (OIPMA)、国際国連青年学生運動、IUS PRIMI VIRI 国際協会、保健環境プログラム(HEP)、L'Observatoire Mauritanien des Droits de l'Humme et de la Democratie、CIVICUS---世界市民参画同盟、Association des etudiants tamouls de France、プレス・エンブレム・キャンペーン、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、アフリカ貧困ゼロ、Jeunesse Etudiante Tamoule、Jssor 青年団体、パレスチナ居住難民権 Badil リソース・センター(Al-Haq、人に仕える法律との共同声明)、保健人権推進者委

員会、婦人国際平和自由連盟、人権のための医師

日本のステートメント: アジア太平洋の国として、日本はこの地域で、人権擁護者と民族的マイノリティの自由と民主主義を含め、人々の基本的自由と民主主義の抑圧が継続して広がっていることを懸念している。米国と朝鮮民主主義人民共和国との間のサミット中に、拉致の問題が取り上げられたことは重要であり、サミットから出てきた共同声明が、包括的解決に向けた第一歩であると考えている。

答弁権行使

フィリピン: 反麻薬キャンペーンに関する欧州連合のステートメントに応えるが、フィリピンは国際法の下での責務に従っている。違法な麻薬に対するキャンペーンは、完全に人権に従っている。これは万人の人権を制限する道具ではない。麻薬製造に用いられていた破壊された実験所の数が増えてきた。キャンペーンから生じた死亡は、徹底的に捜査され、600名以上の警官が人権侵害で告発された。当局は麻薬問題に対処する際に、公衆衛生の取組と法律執行の取組の両方を取っており、再統合プログラムも設置されている。

カンボディア: 欧州連合のステートメントに応えるが、欧州連合はすべての手続きを破壊している。カンボディアの状況は、議事項目4の下ではなくて議事項目10の下に挙げられており、従って、欧州連合代表は慣習的規則を破った。人権は目的ではなくて、時間と資金を必要とするプロセスである。そのため、カンボディアは、すべての理事会のメカニズムと継続してかわり、高等弁務官事務所が我が国で活動することを認めている。2019年7月に、選挙が行われるが、これは自由で公正で透明性のあるものとなるであろう。しかし、欧州連合は、一つの政党の不在に基づいてこれを合法的ではないものと決定した。

イラン・イスラム共和国: フランスとデンマークが行った馬鹿々々しく政治的動機のあるステートメントを拒否する。根拠のない申し立てが、テロリズムの主要な支援者であり世界平和にとっての最大の危険であるイスラエルによっても行われた。政治的動機の意図を推進するための人権侵害が理事会で続いている。これは真の人権状況とは何の関係もない。理事会を含めた国連の人権メカニズムは、人権の客観的改善を達成するために設立されたのである。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国のステートメントに応えが、過去の状況においてこの国が出した数字の主張は、根拠がなく、事実の間違った理解に基づいている。過去70年にわたる歴史の事実を謙虚に受け入れて、日本は首尾一貫して、民主主義と人権を尊重し、地域と国際社会の平和と繁栄に貢献して来た。日本と朝鮮民主主義人民共和国との間の懐疑主義を克服し、北東アジアにおける調整と真の平和の実現を深めることが重要である。日本は、すべてのステイクホルダーがその取組を分かち合い、ともに明るい未来を分かち合うよう要請する。

ロシア連邦: ウクライナとジョージアのステートメントに応えるが、クリミアとセバストとポールは、ロシア連邦の不可欠の部分であることを強調する。ロシア連邦は、そのすべての領土での人権を支持しており、ウクライナの申し立てには根拠がない。他方、ウクライナの状況は、継続して悪化している。表現の自由に対する攻撃、市民社会とメディアの迫害がある。汚職、人種主義、外国人排斥、破壊行為があり、これがウクライナの規範である。ジョージアに関しては、ロシア連邦がアブカジアと南オセチアを支配したことは一度もなく、ジョージアがその領土に対して責任がある。

エジプト: 欧州連合、フランス、英国のステートメントに応えるが、国々の中には理事会を政治利用しようと試み、対話と協力に害となるように他の国々に教訓をたれ、圧力を加えているところもあるこ

とを嘆かわしく思う。こういった国々の申し立ては信憑性を欠いており、エジプトの良好な人権状況を損ない、移動者の人権侵害のような自国の人権問題から注意をそらしている。エジプトの NGO は、法律に従って活動しているが、管理なしに人々や金銭の流れを認めている国はない。エジプトでは、死刑は最も重大な犯罪にのみ適用されている。

インド: 間違った動機のある報告書へのパキスタンの継続する言及を拒否する。インドはパキスタンの悪意のあるプロパガンダを嘆かわしく思うが、これは特にその支配下にある領土での重大な人権侵害から世界の注意をそらすために用いられている。理事会は、Gilgit-Baltistan の人々の憲法上の権利と市民権の不在と故意による経済政策によるその苦しみに関して提起された懸念に留意してもよからう。ジャンム・カシミールの真の問題は、パキスタンから発する国境を越えたテロである。パキスタンは清教主義にとらわれており、これが自国のムスリム・マイノリティの組織的迫害の発散に繋がっている。パキスタンは流神法の下での迫害事件の数が世界の他の国々を合わせたよりも多いという特徴もある。インドは、パキスタンが自国の情けない人権記録に重点を置き、ジャンム・カシミールの人々に対する継続する暴力を止めるよう求める。

バーレーン: いくつかの欧州諸国に答えるが、バーレーンは、市民社会の重要な貢献とその構成員の作業を完全に尊重していることを繰り返し述べる。その活動が嫌がらせを受け、拘束や恣意的逮捕を受けることはなく、その権利は憲法の下で、国際法に沿って保証されている。しかし、これら権利は、バーレーンの国内法と規則の範囲内で行使されなければならない。その行動が刑事的罪となるのは、市民社会が法律に違反している時である。バーレーンは透明性にコミットしており、国際・地域人権機関と共に活動している。

中国: 新疆自治区の状況に関して根拠のない非難を行った国々もある。これは中国の国内問題への干渉を表している。カナダでは、先住民族は差別されている。フランス及びその他の国々には、人種差別と難民の人権侵害が存在する。中国は人権に基づく取組に重点を置いている。中国はテロを受けており、政府は過激主義と分離主義と闘っている。その政策は中国の国民によって支持されている。分離主義勢力の中には新疆自治区における再教育キャンプについての考えを広めているものもあった。その考えは中国の安定を損なうことであり、国際社会がそのような嘘を信じないよう希望する。

サウディアラビア: サウディアラビアでは人々は表現の自由を行使したからではなく、安全保障に関連する罪を犯したために逮捕されている。死刑に関しては、極度に制限して最も重大な犯罪にのみ適用されている。死刑は多くの国々での慣行であるので、サウディアラビアがこのために非難されるのは奇妙である。すべての国々にその法的・司法的枠組を選択する権利がある。サウディアラビアはその開発アジェンダを進めており、人権分野を含め多くの分野で数多くの改革を進めている。国々は、多国の主権を尊重するよう要請される。

韓国: 朝鮮民主主義人民共和国の 12 名の国民は、その自由意思で韓国に入ったのであり、今では他の国民と同様に自由な生活を享受している。韓国政府は半島全体にわたって移動の自由が適用されていないことを残念に思い、この分裂によって引き起こされる人道状況に対処するためにあらゆる努力を払うつもりである。

トルコ: トルコはいつでもその国際責務に完全に従い、その民主主義を高めることを目的としている。2016 年のテロリストによるクーデターの直後に宣言された緊急事態は、2018 年 7 月 19 日に終了した。今後の期間で、トルコは 2000 年代初め以来行われている広範な改革プロセスに勢いをつけるよう努力を続けるつもりである。政府は、市民社会と人権擁護者のための空間も含めた司法と基本的人権

の領域での努力に新たなはずみをつけことを決定した。トルコは、テロリストの脅威のためにその民主主義に対する前例のない課題に直面しているが、民主主義と法の支配がトルコの政策の柱となっている。

エクアドル: エクアドルは依然として人権を保護し、推進することにコミットしており、包摂的な対話を推進し、司法を強化し、政府部局の独立性を確保し、表現の自由を強化し、汚職と闘い、法の支配を保証するための一連の措置を取ってきた。現在と未来の国の歴史を築いている考え、必要性及び現実の多様性を考慮に入れずに福利を達成することは不可能である。政府の優先事項が、透明性、参画、正直、連帯に基づく社会を生み出し、合意に達するための対話と空間がいつでも主要な目標である国民に近い国を築くことであるのは、この前提に基づく。

ブラジル: 犯罪との闘いと公共の安全保障の推進は、ブラジル政府とカギとなる優先事項である。リオデジャネイロ州での公共の安全保障の領域への連邦の介入を認めるという決定は、州政府の同意とブラジル議会の承認で行われた。これは公共の不穏の重大な状況に対処するために、ブラジル憲法に規定されている例外的措置である。これには特別なマンデートと限られた期間がある。課題は残っているが、このイニシアティブは、犯罪との闘いに良好なインパクトを与えてきた。連邦の介入には、公共の安全保障軍の能力の強化も含まれている。しかしこれは、リオデジャネイロにおける人権または基本的自由の享受を制限してはこなかった。人権省は、安全保障軍による人権の完全な尊重を監視している。連邦の介入は、市民社会団体によって評価されてこなかったかも知れないが、リオの住民の間では評判が良い。人権侵害加害者の身元確認の発表に関しては、ブラジルは加害者の身元は確認したが、そのプロフィールは秘密にし、不必要な害を避けるために、一旦警察の捜査が終了したならば被害者の家族にこれを発表した。ルーラ・ダ・シルヴァ氏の不適格に関しては、政府は、関心のある人々に相当の法のプロセスに関して関連情報を提供したいと思っている。

ネパール: ネパールにおける宗教の自由に関連してある NGO によるコメントについて述べるが、2018年8月以来発効しているネパールの刑法の宗教の自由に関連する規定について認められる誤解を明確にしたい。ネパールは、思想、良心、宗教的信念の自由に関連する権利を支持している。世俗主義は、2008年の連邦民主共和国へのネパールの歴史的な政治変革の重要な業績の一つである。憲法は、宗教の保護を含め、世俗の意味には宗教的・文化的自由が含まれることを強調している。ある宗教を信じている人は誰でもその宗教を自由に信仰し、行うことができる。新刑法は、様々な文化社会の間で平和を維持することを目的としている。刑法には、宗教の場とその神聖を保護することを目的とする規定が含まれている。宗教的・社会的・文化的寛容を保護する規定も設置されている。その他の解釈はネパールまたはネパールの憲法の精神に見られる宗教的寛容を捉えていない。

カメルーン: 2つの英語地域で政府軍が行った人権侵害の申し立てに対処する。カメルーンは、信憑性が欠けているので、その申し立てを強く非難する。申し立てに反して、安全保障軍は分離主義の武装集団から文民を保護するために活動していた。この武力集団は、文民の殺害、民家や政府の建物への放火を含め、多くの残虐行為を行ってきた。そのような状況に直面して、政府は対話を浸透させるために活動してきた。首相が自らいくつかの代表団を率いている。2017年に、首相は、2言語主義と多文化主義を推進するために国内委員会を設立した。委員会はすでにいくつかの協議会を開催している。

イラク: ある NGO のステートメントに答えるが、イラクは非専門団体の嘘と間違っただけのステートメントに利用された。市民社会の作業はイラクでは高く評価されており、政府は声を上げる権利を支持しているが、こういった種類の試みは拒否される。国際社会は、何が起きているかをよく理解しており、

間違ったステートメントは何ら目的を達成しないであろう。政府は、武器を用いてデモ隊を妨害し、撃つことはない。政府はデモ隊を保護している。

朝鮮民主主義人民共和国: 政治的動機があるので、いくつかの国々によってなされた根拠のない非難を拒否する。こういった国々は、自国の人権状況を心配すべきである。韓国が、被害者との面接を通して確認されてきた国民の拉致に関して間違った主張にこだわっているのは残念である。日本人の拉致問題に関しては、「平壤宣言」に従って、解決に達するためにできる限りのことがなされつつある。日本は、慰安婦として知られている性奴隷を含め、自国の犯罪から気をそらせるためにこれを行っているだけである。日本は、朝鮮のみならずアジア全体にわたって行った人道違反の犯罪を認めることを拒否としている。日本は補償と謝罪を申し出るべきであり、それまでは汚名が残るであろう。

パキスタン: 今日のインドはカーストと宗教に沿った新しいアパルトヘイトの国であり、国内でファシスト・ヒンズーの政治秩序の慎重で組織的な構造を持つ民主国の振りをしている。そのような国の夢に傾倒している者たちは反ムスリム暴動のみならず国父ガンジーの悲劇的暗殺を含めた過去の犯罪を賛美している。牛の番人の手によるムスリム教徒や基督教徒マイノリティの公開リンチはいつもの出来事である。インドの 12 以上の州が、中央政府に反対する運動を目撃しており、インド軍と安全保障軍による多数の人権侵害が報告されつつある。2 人の特別報告者は、最近、マニプル州での 1,500 名以上の司法外殺害について重大な懸念を表明した。パキスタンに対するインドの悪意ある発言が、パキスタン代表団がカシミールの人々の声を上げることができなくなることを思いとどまらせることはできない。インドは、70 年にわたる違法な占領の後でどうしてカシミールの人々に勝つことができないかを客観的に調べるべきである。

ジョージア: ロシア連邦は、ジョージアに対して軍事攻撃を行い、領土の一部を占領し続けていることを思い出していただきたい。ロシア連邦は、フランスとジョージアに関するすべての国連安全保障理事会決議が仲介した休戦協定を破った。ロシア連邦は、ジョージアの主権のある領土から一度も撤退したことがない。アブカジアと Tskhinvali の人権状況は、人々が教育と保健ケアへのアクセスのような基本的人権を奪われているので心配である。ジョージアの領土でのロシア連邦の違法な存在は、これを占領軍にしている。

ラオ人民民主主義共和国: ある NGO によるステートメントは理事会を誤解させるものである。我が国に大量殺戮はない。ラオ人民民主主義共和国の継続する成長は、国内に存在する 49 の文化集団の貢献のお陰である。これら集団は、法の下で平等であるすべての民族集団の間の連帯を推進している。近年、Hmong 集団は、独立を求めるその闘いにおいてラオ人民民主主義共和国と並んで闘い、今日国の成長に継続して参加している。数多くの高官は、文化的マイノリティ集団の出身である。当該 NGO は、信頼できない筋からの間違った情報で、理事会を誤解させることはやめるべきである。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国に伝えるが、そのステートメントは受け入れ難い。ストックホルム協定の下で、朝鮮民主主義人民共和国は、すべての日本人の拉致の捜査を行うことで合意した。日本は過去 70 年にわたって、人権問題に誠実に対処し、国際的安全保障に積極的に貢献してきたことを繰り返して述べる。日本は、ともに輝かしい未来を求めるようすべてのステイクホルダーに要請する。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本の発言に対応せざるを得ない。朝鮮民主主義人民共和国は、根拠のない主張の拒否を繰り返して述べる。日本は、過去の犯罪に対する補償を提供するまで他国の人権について話す道徳的資格はない。日本軍によって虐殺された朝鮮人の性奴隷についての最近の国連ビデオがある。日本は人道違反の犯罪を行っておきながら、その言い逃れの政策を継続している。

9月19日(水)午前 第20回会議

先住民族の権利に関する年次半日のパネル討論

開会ステートメント

1. Evan P. Garcia 人権理事会副議長
2. Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

司会者とパネリストのステートメント

1. Erika Yamada 先住民族の権利に関する専門家メカニズム議長/報告者・パネル司会者
2. Joan Carling 持続可能な開発先住民族主要グループ共同議長
3. Q”Apaj Conde 世界先住民族青年コーカス共同議長
4. Maria Luisa Silva 国連開発計画ジュネーブ事務所部長

討論

デンマーク(諸国グループを代表)、欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、グアテマラ(諸国グループを代表)、カナダ、オーストラリア、ブラジル、パラグアイ、ロシア連邦、マレーシア、ボリヴィア多民族国家、国連ウイメン、Procuraduria para la Defensa de los Derechos Humanos de El Salvador、欧州第三世界センター、国際レズビアン・ゲイ協会(人権法的援助との共同声明)、メキシコ、中国、ホンデュラス、パキスタン、スペイン、バハマ、食糧農業機関、フランシスカン・インターナショナル、Consello Indienists Misionario (CIMI)、先住民族世界協会、アボリジナル・アイランダー調査行動アボリジナル社財団

まとめ

Erika Yamada、Joan Carling、Q”Apaj Conde、Maria Luisa Silva

9月19日(水)午後 第21回会議・22回会議

ハンガリー外務貿易大臣ステートメント

H.E. Mr. Peter Szijjarto

議事項目5: 人権機関とメカニズム

提出文書

1. 先住民族の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/39/17)
2. 上記報告書付録---国連先住民族の権利に関する特別報告者と汎アメリカ人権委員会先住民族の権利に関する報告者が共同で準備した会議の概要---任意の孤立とアマゾンとグラン・チャコにおける初めての接触における先住民族の人権に関連する国際法の規則に関する作業会議(A/HRC/39/17/Add.1)
3. 上記報告書付録---メキシコへのミッション(A/HRC/39/17/Add.2)
4. 上記報告書付録---グアテマラへのミッション(A/HRC/39/17/Add.3)
5. 先住民族の権利に関する専門家メカニズム年次報告書(A/HRC/39/68)

報告書プレゼンテーション

1. Victoria Tauli Corpuz 先住民族の権利に関する特別報告者

2. Erika Yamada 先住民族の権利に関する専門家メカニズム議長

3. Anne Nuorgam 国連先住民族任意基金評議員会委員

当該国ステートメント

グアテマラ、Procurador de los Derechos Humanos de Guatemala(ビデオで)、メキシコ

意見交換対話

フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、エストニア、カナダ、マレーシア、ブラジル、パキスタン、ロシア連邦、フィリピン、タイ、フィジー、スペイン、パラグアイ、コロンビア、ハンガリー、ウクライナ、オーストラリア、ボリヴィア多民族国家、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エルサルヴァドル、イラン・イスラム共和国、チリ、ホンデュラス、ネパール、ギリシャ、コーティヴォワール、エクアドル、ペルー、国際労働機関、ヴァヌアトゥ、レソト

コメント

Erika Yamada, Victoria Tauli-Corpuz

意見交換対話

国内人権機関世界同盟、Procuraduria para la Defense de los Derecthos Humanos of El Salvador、世界拷問禁止団体、世界バルア団体、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、Praahar、平和ブリゲード・インターナショナル・スイス、欧州---第3世界センター、Association pour l'integration et le Developpement durable au Brundi、Earthjustice(北東オーストラリア先住民族 waangan と Jagalingou を代表)、先住民族宣教会議、開発途上国との許容力ヒューマニスト機関、VIVAT インターナショナル、教育への権利教育の自由国際団体、Geneve pour les droits de l'homme formation inernaionale、アボリジナル・アイランダー調査行動アボリジナル社財団(先住民族世界協会との共同声明)、第19条---国際検閲禁止センター

まとめ

Erika Yamada, Victoria Tauli Corpuz

答弁権行使

英国: 恣意的拘束に関する作業部会との意見交換対話中にロシア連邦によってなされた非難を強く拒否する。英国は、拘束されている人を法の保護の外に置くことになるあらゆる形態の自由の剥奪に断固として反対する。英国は、英国にいる第三国の国民にその領事館員にアクセスすることを妨げたという申し立てにも強く反駁する。現在英国の保護のもとに居住しているロシア国民に関しては、個々の事例にはコメントしないのが英国の長年の立場であることを明確にする。しかし、その個人に関する状況は、セルゲイ・スクリポルの有名な殺害未遂に続いてよく知られている。英国は、ロシア連邦に、自由意思で英国に住み、ロシア連邦からの領事支援を望んでいないことを明確にしている個人の公のステートメントを参照してもらいたい。

インドネシア: ヴァヌアトゥによる根拠のない非難を全面的に拒否する。ヴァヌアトゥは、再び貧困と暴力と差別に未だに苦しめられている自国の国民の条件を改善するために、理事会を利用したことを残念に思う。もしヴァヌアトゥがインドネシアの州のどこかでの人権状況について正直に真に心配しているのならば、インドネシアは何よりも対話を行い、建設的な提案に耳を傾ける。西パプアを訪れたこ

とがある人々は、パプア州でも西パプア州でもかなりの開発の進歩を目撃している。

ブラジル: 先住民族に対する暴力が増えていることに関する懸念を共有する。人権侵害の申し立ては、加害者に責任を取らせことができるように捜査さされている。ブラジルは憲法に書かれているように先住民族の権利の保障に向けた長年の公約を有している。人権擁護者に含まれている人々の 20%以上が先住民族である。ブラジル統計局によれば、2010 年に、275 の異なった言語を話す 305 の民族グループに属する 90 万人の先住民族がいた。ブラジルの先住民族人口は世紀半ばから絶えず増加してきた。

9月20日(木)午前 第23回会議

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

開会ステートメント

Christobal Gonzalez-Aller Jurado 人権理事会副議長

トルクメニスタンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連及びその他の国際団体事務所トルクメニスタン代表部一等書記官、中国、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、ドイツ、ホンデュラス、イラク、リビア、国連難民高等弁務官事務所、オマーン、ロシア連邦、アラブ首長国連邦、イラン・イスラム共和国、反奴隷制度インターナショナル、世界殺害禁止センター、アムネスティ・インターナショナル、Verein Sudwind Enteivklungspolitik、人権監視機構、CIVICUS---世界市民参画同盟

191 の勧告のうち、トルクメニスタンは 172 を受け入れ、19 に留意した

トルクメニスタンの普遍的定期的レビューの成果を採択

ブルキナファソの普遍的定期的レビューの成果の検討

ブルキナファソ法務・人権・市民推進大臣、エジプト、エチオピア、ガボン、ハイティ、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、イラク、ケニア、リビア、マダガスカル、ニジェール、ナイジェリア、サウディアラビア、Istituto Internazionale Mia Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco(女性・教育・開発国際ヴォランティア団体 VIDES との共同声明)、プラン・インターナショナル、国際人権サービス、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine our la Defense des Droits de l'Homme、CIVICUS---世界市民参画同盟、南北協力連合都市機関

204 の勧告のうち、ブルキナファソは 184 を受け入れ、20 に留意した

ブルキナファソの普遍的定期的レビューの成果を採択

カーボヴェルデの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所カーボヴェルデ代表部大使、イラク、マダガスカル、ナイジェリア、セネガル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、コート・ド'ワール、ブラジル、南北協力連合都市機関、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

144 の勧告のうち、カーボヴェルデは 144 を受け入れ、18 に留意した

カーボヴェルデの普遍的定期的レビューの成果を採択

ドイツの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所ドイツ代表部大使、ドイツ人権機関、イラン・イスラム共和国、イラク、ケニア、マダガスカル、モロッコ、パキスタン、フィリピン、ルーマニア、セルビア、スリランカ、スーダン、アンゴラ、ボリヴィア多民族国家、国際レズビアン・ゲイ協会、連合村、婦人国際平和自由連盟、FIAN インターナショナル、Rencontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme、世界協会会議国際問題教会委員会

256 の勧告のうち、ドイツは 209 を受け入れ、50 に留意した

ドイツの普遍的定期的レビューの成果を採択

9月20日(木)昼 第24回会議

議事項目6(継続)

アゼルバイジャンの普遍的定期的レビューの成果の検討

アゼルバイジャン外務副大臣、アラブ首長国連邦、国連子ども基金、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、中国、朝鮮民主主義人民共和国、ブラジル、人権ハウス財団、弁護士のための弁護士、Federatie Van Nederlandse Verenigen Tot Integratie Van Homoseksualiteit---Coc オランダ(国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)、国際弁護士協会、国際法律家委員会、第19条---国際検閲禁止センター、アムネスティ・インターナショナル、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、人権監視機構、国際和解フェローシップ

179 の勧告のうち、アゼルバイジャンは 179 を受け入れ、80 に留意した

アゼルバイジャンの普遍的定期的レビューの成果を採択

トゥヴァルの普遍的定期的レビューの成果の検討

トゥヴァル駐ベルギー大使・欧州連合へのトゥヴァル・ミッション長、アルジェリア、フィジー、ハイティ、イラク、アラブ首長国連邦、国連人口基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、世界殺害禁止センター、南北協力連合都市機関

127 の勧告のうち、トゥヴァルは 78 を受け入れ、49 に留意した

トゥヴァルの普遍的定期的レビューの成果を採択

コロンビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所コロンビア代表部大使、Defensoria del Pueblo de Colombia(ビデオで)、国連人口基金、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、中国、エジプト、ホンデュラス、イラク、フィリピン、国際人権事務所---コロンビアに関する行動・Oidhaco、国際カトリック子どもビューロー、平和ブリゲード・インターナショナル・スイス(夫人国際平和自由連盟(WILF)との共同声明)、Instituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Slesiane di Bosco(女性・教育・開発国際ヴォランティア団体 VIDES との共同声明)、弁護士のため弁護士(弁護士の権利監視機構カナダとの共同声明)、世界拷問禁止団体(コロンビア法律家委員会との共同声明)、国際レズビアン・ゲイ協会、世界殺害禁止センター(良心と平和税インターナショナルとの共同声明)、スウェーデン性教育協会、人口開発アクション・カナダ

211 の勧告のうち、コロンビアは 183 を受け入れ、28 に留意し、5 つの任意のコミットメントを受け入れた

コロンビアの普遍的定期的レビューの成果を採択

ジブティの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジブティ法務省事務総長、アルジェリア、アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、コートヴォワール、エジプト、エチオピア、ガボン、イラン・イスラム共和国、イラク、マダガスカル、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護主プロジェクト、世界殺害禁止センター、国際人権同盟連盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、CIVICUS---世界市民参画同盟、南北協力連合都市機関

203 の勧告のうち、ジブティは 177 を受け入れ、26 に留意した

ジブティの普遍的定期的レビューの成果を採択

9月20日(木)午後 第25回会議

議事項目6(継続)

カメルーンの普遍的定期的レビューの成果の検討

カメルーン外務大臣、カメルーン国内人権委員会、アンゴラ、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、コートヴォワール、エジプト、エチオピア、イラク、マダガスカル、セネガル、スーダン、英国、国連人口基金、国際レズビアン・ゲイ協会、世界殺害禁止センター、人口開発アクション・カナダ、婦人国際平和自由連盟、アムネスティ・インターナショナル、弁護士の権利監視機構カナダ、人権監視機構、英連邦人権イニシャティヴ、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、新人権

196 の勧告のうち、カメルーンは 134 を受け入れ、59 に留意し、3 つにさらなる明確化が提供された
カメルーンの普遍的定期的レビューの成果を採択

バングラデシュの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所バングラデシュ代表部大使、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、サウディアラビア、スリランカ、スーダン、アラブ首長国連邦、英国、国連人口基金、ウズベキスタン、世界拷問禁止団体(アジア・リーガル・リソース・センター、国際人権同盟連盟との共同声明)、国際ヒューマニスト倫理連合、英国ヒューマニスト協会、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、国際セイヴ・ザ・チルドレン同盟、世界殺害禁止センター、Ain O Salish Kendro Ask 法律仲裁センター、国際人権サーヴィス、人口開発アクション・カナダ(アジア太平洋リソース女性調査センター(ARROW)との共同声明)、第19条---国際検閲禁止センター

251 の勧告のうち、バングラデシュは 178 を受け入れ、73 に留意した

バングラデシュの普遍的定期的レビューの成果を採択

ウズベキスタンの普遍的定期的レビューの成果の検討

民主的機関・NGO・市民自治体に関する Oliy Majlis(議会)立法府委員会委員長、中国、コートヴォワール、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、イラク、国連難民機関、パキスタン、ロシア連邦、国連人口基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、世界拷問禁止団体、アムネスティ・インターナショナル、Verien Sudwind Enwicklungspolitik、人権監視機構、

CIVICUS---世界市民参画同盟、南北協力連合都市機関、Federatie Van Nederlandse Verenigingen Tot Integratie Van Homoseksualiteit---Coc オランダ(国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)

212 の勧告のうち、ウズベキスタンは 198 を受け入れ、14 に留意した
ウズベキスタンの普遍的定期的レビューの成果を採択

9月21日(金)午前・昼 第26回会議

議事項目6(継続)

カナダの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所カナダ代表部大使、カナダ人権委員会(ビデオで)、フィリピン、スリランカ、ベルギー、ボツワナ、ブルキナファソ、チリ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、ハイティ、ホンデュラス、インドネシア、イラン・イスラム共和国、女性・教育・開発国際ヴォランティア団体 VIDES(Instituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco との共同声明)、フランシスカン・インターナショナル、性的健康アクション・カナダ(性労働改革カナダ同盟との共同声明)、婦人国際平和自由連盟、アムネスティ・インターナショナル、弁護士の権利監視機構カナダ、連合村、アフリカ文化

257 の勧告のうち、カナダは 205 を受け入れ、70 に留意した
カナダの普遍的定期的レビューの成果を採択

キューバの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所キューバ代表部大使、ハイティ、インドネシア、イラン・イスラム共和国、イラク、ケニア、ラオ人民民主主義共和国、中国、レソト、リビア、マダガスカル、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、世界福音同盟、欧州---第3世界センター、キューバ法律家国内連合、国際民主弁護士協会(Asociacion Cubana de las Naciones Unidas との共同声 27 明)、南米インディアン会議(CISA)、キューバ作家芸術家連合、アムネスティ・インターナショナル、全世界基督教徒連帯、国連監視機構、Asociacionn CCuana de las Naciones Unidas

339 の勧告のうち、キューバは 224 を受け入れ、113 に留意し、2 つの韓国には以下の明確化が提供された

キューバの普遍的定期的レビューの成果を採択

ロシア連邦の普遍的定期的レビューの成果の検討

ロシア連邦法務大臣、ロシア連邦人権コミッショナー、ヴェトナム、アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、コンゴ共和国、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、ガボン、国連監視機構、人権ハウス財団、弁護士のための弁護、国際ヒューマニスト倫理連合、英国ヒューマニスト協会、世界拷問禁止団体、国際人権サービス、第 19 条---国際検閲禁止センター、南米インディアン会議、アムネスティ・インターナショナル

327 の勧告のうち、ロシア連邦は 192 を受け入れ、89 に留意し、27 の勧告に明確化が提供された
ロシア連邦の普遍的定期的レビューの成果を採択

議事項目 5(継続)

提出文書

6. 農夫及びその他の農村漁村地域で働く人々の権利に関する国連宣言に関する無期限政府間作業部会報告書(A/HRC/39/67)

報告書プレゼンテーション

Ruddy Jose Flores Monterrey ボリヴィア多民族国家代表部次席大使

一般討論

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、エクアドル(諸国グループを代表)、オーストリア(欧州連合と諸国グループを代表)、ラトヴィア(諸国グループを代表)、パキスタン、スイス、トーゴ、モンゴル、中国、チュニジア、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、アイスランド、エクアドル、ケニア、インド、ボリヴィア多民族国家、モルドヴァ共和国、湾岸泡部諸国協力会議、ヨルダン、デンマーク、国連食糧農業機関、ポルトガル、アルジェリア、欧州---第3世界センター、万人にパンを財団、FIAN 国際 e.V.(東部欧州農夫を代表)、良心の自由協会個人欧州調整、新人権カメルーン、Jossor 青年団体、Centro de Estudios Legales y Sociales (CELS)市民協会、弁護士の人権監視機構カナダ、アフリカ文化インターナショナル、国際民主弁護士協会、暴力被害者擁護団体、国際国連青年学生運動、連合村、世界市民協会、解放、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、アフリカ先住民族調整委員会、Mbororo 社会文化開発協会、南北協力連合都市機関、国際アフリカ民主主義協会、国際人権サーヴィス(バーレーンの人権と民主主義のためのアメリカ人 Inc.、人権開発アジアフォーラム・フォーラム・アジア、アジア・リーガル・リソース・センター、CIVICUS---世界市民参画同盟)との共同声明)、Alsalam 財団、環境管理学センター、Kham 拷問被害者更生センター、アフリカ地域農業貸付協会、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc.、世界環境資源会議、科学技術汎アフリカ連合、平和団体調査委員会、世界ムスリム会議、連合学校インターナショナル、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、広報欧州連合、缶詰業者国際永久委員会、VAAGDHARA、Ius Primi Viri 国際協会、世界バルア団体、Iuvetum e.V.、国際人種差別撤廃団体、国際和解フェロシップ、国際ムスリム女性連合、Rencontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme、Turner la Page、Associagtion Thendral、Le Pont、Tupaj Amaru インディアン運動、Tamil Uzhagam、ABC Tamil Oli、国際アフリカ連帯、人間の運動行動、国際人権同盟連盟、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、国際弁護士団体、国際仏教徒救援団体、アフリカ保健人権推進者委員会、Conseil international pour le soutien a des proces equitables et aux Droits de l'Home、Observatoire Mauritanien des Droits de l'Homme and dde la Democratie、Associaion des etudiants tamouls en France、Associagyion Bharathi Cenyre Culturel France---Tamoul、女性と子どもの権利保護協会、Jeunesse Etudianteoule、コロンビア法律家委員、Asociacion Cubana de las Naciones Unidas、政策長機関、スイス・ギニア連帯、アフリカ貧困ゼロ、ギニア医療互助協会、キューバ国内法律家連合

答弁権行使

中国: ある NGO が様々な人権を保護している中国に対して誤った非難をした。質と相互尊重を基礎

にした対話を奨励しており、人権を認めて積極的役割りを果たしている。しかし、違反は法律によって罰することができるので保護は絶対的なものではない人権における中国の進歩を汚すための理不尽な非難と実体のない証拠は受け入れ難い。

9月21日(金)午後 第27回会議

議事項目6(継続)

一般討論

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ヴェネズエラ・ポリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、ロシア連邦(諸国グループを代表)、カナダ(フランス語圏機構を代表)、チュニジア、モンゴル、キューバ、オーストラリア、ヴェネズエラ・ポリヴァリアン共和国、ジョージア、イラク、英国、中国、インド

9月24日(月)午前 第28回会議

議事項目6(継続)

一般討論(継続)

モロッコ、イラン・イスラム共和国、バハマ、国連ウィメン、アルメニア、英国平等人権委員会、アジア太平洋女性リソース調査センター(ARROW)(人口開発アクション・カナダとの共同声明)、国際カトリック子どもビューロー、ジュネーヴ国際カトリック・センター(Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、カリタス Internationalis カトリック教会国際連合、よき羊飼いの慈善聖母の会衆、正義と平和のためのドミニカンズ説教師団、エドマンド・ライス国際社、Fondazione Mariata per la Solidarieta Internazionale ONLUS、Fracarita インターナショナル、拷問廃止基督教徒 ACAT 行動国際連盟、女性・教育・開発国際ヴォランティア団体 VIDES、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Do Bosco、独立社会 Milieus 国威教皇職運動、VIVAT インターナシヨ、ナル、世界福音同盟との共同声明)、弁護士の権利監視機構カナダ、UPR インフォ、女性国際民主連盟、協議のための友好世界委員会---クエーカー教徒、アフリカ民主主義国際協会、イラク開発団体、Alsalam 財団、アフリカ地域農業貸付協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、世界環境資源会議、科学技術汎アフリカ連合、平和団体調査委員会、アムネスティ・インターナショナル、Prahara、暴力被害者擁護団体、世界ムスリム会議、連合学校インターナショナル、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、広報欧州連合、国連監視機構、缶詰業者国際永久委員会、VAAGDHARA、Conseil de jeunesse pluriculturelle (COJEP)、世界バルア団体、ギニア医療互助協会、Rencontre Africaine pur la defense des droits de l'homme、Le Pont、ABC Tamil Oli、欧州法律司法センター、Verein Sudwind Entcicklungspolitik、保健環境プログラム(HEP)、Conseil international de souien a des process equitables et aux Droits de l'Homme、世界市民協会、アフリカ先住民族調整委員会、国際仏教徒救援団体、Ius Primi Viri 国際協会、L7Obervatoire Mauritanien des Droits de l'Homme e de la Democratie、Association Bharathi Centre Culturelle France---Tamoul、インディアン教育会議、国際非同盟学機関、国際ムスリム女性連合、アフリカ貧困ゼロ、アジア・リーガル・リソース・センター、国際教育開発、

9月24日(月)昼 第29回会議

議事項目7: パレスチナ及びその他のアラブ被占領地での人権状況

パレスチナ被占領地での2018年の抗議に関する調査委員会の口頭による最新情報

Santiago Canton パレスチナ被占領地での2018年の抗議に関する調査委員会議長

当該国ステートメント

Vojislav Suc 人権理事会議長、パレスチナ国

意見交換対話

パキスタン(イスラム協力機構を代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、欧州連合、カタール、ブラジル、マレーシア、リビア、チュニジア、モルディヴ、ナミビア、サウジアラビア、シリア・アラブ共和国、中国、エジプト、ボリヴィア多民族国家、スーダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラン・イスラム共和国、コスタリカ、イラク、バングラデシュ、アルジェリア、バーレーン、南アフリカ、ルクセンブルグ、トルコ、レバノン、ベルギー、スウェーデン、アイルランド、スペイン、インドネシア、アフガニスタン、スロヴェニア、モロッコ、Al Mezan 人権センター、Al-Haq 人に仕える法、カイロ人権学研究所、子ども擁護インターナショナル、国際弁護士団体、パレスチナ人帰還センター社、Maat 平和開発人権協会、Conseil international pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme

まとめ

Santiago Canton、Sara Hossain パレスチナ被占領地での2018年抗議に関する調査委員会委員

当該国ステートメント

イスラエル(欠席)、パレスチナ国、シリア・アラブ共和国

一般討論

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、クウェート(湾岸協力会議を代表)、パキスタン、カタール、エジプト、サウジアラビア、チュニジア、アラブ首長国連邦、中国、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、チリ、アンゴラ、セネガル、南アフリカ、エクアドル、ナイジェリア、クウェート、インドネシア、モルディヴ、ロシア連邦、ジブティ、朝鮮民主主義人民共和国、ボリヴィア多民族国家、イラン・イスラム共和国、バングラデシュ、アルジェリア、バーレーン、イエメン、オマーン、ニカラグア、ボツワナ、トルコ、レバノン、ヨルダン、Al-Haq 人に仕える法、Badil パレスチナ人居住難民権リソース・センター、パレスチナ人帰還センター社、Al Mezan 人権センター、世界教会会議国際問題教会委員会、アラブ法律家連合、人権監視機構、国際人権同盟連盟、Conseil International de Soutien a des Proces Equitables et aux Droits de l'Homme、国際弁護士団体、Maat 平和開発人権協会、国際国連青年学生運動、IUS PHIMI 国際協会、"Rupaj Amaru"インディアン運動、Khiam 拷問被害者更生センター、暴力被害者擁護団体、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、Conseil de jeunesse pluriculturelle (COJEP)、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、国際ムスリム女性連合、スイス-ギニア連

帯、ギニア医療互助協会、世界市民協会、アフリカ貧困ゼロ、法的援助カウンセリング女性センター、欧州ユダヤ人学生連合

議事項目 8: 「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

一般討論

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、メキシコ(諸国グループを代表)、エストニア(諸国グループを代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、チュニジア、パキスタン、中国、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、ネパール、アイスランド、インド、リビア、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国、ギリシャ、ガボン、オーストラリア人権委員会(ビデオで)、人口開発アクション・カナダ(アムネスティ・インターナショナル、アジア太平洋女性リソース調査センター(ARROW)、Associacao Brasileira Interdisciplinar de AIDS、開発における女性の権利開発オールターナティブ、調査センター、性と生殖に関する権利センター、女性の世界リーダーシップ・センター、Centro de Promocion y Defensa de los Derechos Sexuales y reproductivos、新時代女性開発オールターナティブ、女性と学計画連盟、Fundacion para Estudio Investigacion de la Mujer、国際人権同盟連盟、国際ヒューマニスト倫理連合、国際家族計画連盟、IPAS、プラン・インターナショナル Inc.、Rutgers スウェーデン性教育協会、イウェーデン LGBT 権利連盟との共同声明)、女性家族計画連盟、マイノリティ権利グループ

答弁権行使

インド: 主権と領土の保全を侮辱する中国とパキスタンとの間の経済廻廊のようなプロジェクトを受け入れことができる国はない。

パキスタン: インドの発言を拒否し、これは要請された者ではないことを述べる。パキスタンは2つの主権国家のプロジェクトである中国・パキスタン廻廊のことを述べた。インドがこれをコメントした唯一の理由は、インドはパキスタンにおける経済的進歩を見たくないからである。インドは理事会でこの問題を提起することを控えるべきである。

9月24日(月)午後 第30回会議

人権理事会とそのメカニズム全体の作業を通じたジェンダーの視点の統合に関する年次討論

開会ステートメント

Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官: すべての人権作業へのジェンダーの視点の統合がまさに基本である。しかし、人権調査の領域では、ジェンダー配慮が人権保護の到達範囲を広げ、人権侵害が人間に与えるインパクトに対する理解の新しい窓口を開いた。ジェンダー配慮は、捜査官が、包摂的に人権が侵害されてきた人々を描くことができ、差別・排除・迫害・暴力の性質、程度、結果を完全に明らかにすることができるようにするので、文書化行為そのものと同様に極めて重要である。ジェンダーの統合のための努力が欠けていることは、性暴力が紛争の文民に与えるインパクトの話の中で欠けており、レイプが証明されている戦争の武器として認められず、ドメスティック・ヴァイオレンス、婚姻内レイプ、子ども結婚¹、女性性器切除、基本的な性と生殖に関する健康の故意による剥奪が、人権侵害である

¹ 一般には「児童婚」と言われているようであるが、18歳未満の子どもの結婚も含まれるので「児童婚」は不適切と訳者は考える(訳者)

ことが認められていないことを意味する。

ジェンダーが統合されていない時に、理解、承認、評価が妨げられる暴力の形態、つまり、LGBTIの人々に対する攻撃、いわゆる「名誉殺人」での性暴力のサヴァイヴァーの殺害、子ども・強制結婚、単に社会規範の制限に挑戦したとか、ジェンダー不平等と不正に対して声を上げたというだけでの女性人権擁護者への攻撃があることを強調する。ジェンダー配慮が欠けており、重なり合いのインパクトが無視される時に、人権侵害の防止、承認、文書化、非難は不完全であり、偏見のあるプロジェクトさえあることを強調し、人権データの収集を牽引し、人権調査、事実確認を特徴づける包摂的視点をもっとなければ、完全に事実に基づいた勧告にはつながらないことを主張する。

他方、包括的な事実確認は、調査機関の勧告内にジェンダー配慮とジェンダーに配慮した解決策をさらに包摂することを可能にするので、残虐行為の状況も捉える人権調査に対するより包括的で、包摂的な取組に対するしつこい要請に注意を払うようすべての人々に要請する。調査は、女性と女兒の経験の包摂を深め、その不可視性を避ける範囲を広げなければならない。被害者と証人の話に耳を傾け、その状況を理解し、大きな非人間性の最中であってもその人間性を確認することが人権調査の仕事であり、被害者を中心とした取組がさらに強化されるように、人権調査へのジェンダーの統合を強化し、拡大するためにそのパートナーと協力する事務所の利用可能性を誓う。

司会者とパネリストのステートメント

1. Emily Kenney 国連ウィメン移行司法政策専門家・パネル司会者: 2週間前、高等弁務官は理事会でのステートメントの中で、性暴力を理事会の緊急の注意を必要とする人権侵害として強調したことを想起するが、国連人権調査は、この暴力を文書化する際に基本的役割を果たし、今後の司法の土台を築いている。今会期に理事会に提出されたブルンディ、ミャンマー、シリア、イエメンに関する4つの報告書のすべてが、様々な状況にわたるこの犯罪の普遍性の証拠である性暴力に重点を置く専門のセクションを有している。この4つの報告書は、ジェンダー化した人権侵害を探求するために性暴力を超えて調べ、女性と男性、女兒と男児が経験する暴力の異なった型を分析している。この型のジェンダー分析は、紛争が地域社会に与えるインパクト、ジェンダー不平等が暴力を牽引する様を理解する際の基本であることを強調し、2011年に事務総長が、国連によって設立されたすべての調査機関が献身的なジェンダー専門家を有していることを保障することを公約したことを想起する。

最初のパネリストを紹介し、ジェンダーに配慮した方法論がいかに性暴力とジェンダーに基づく暴力を含めた人権侵害より効果的で包摂的な調査に貢献しているのか、それらがどのように被害者を中心とした徳美推進しているのかを尋ねる。

2. Shuvai Nyoni アフリカ・リーダーシップ・センター長/南スーダン人権委員会・アフリカ連合調査委員会元ジェンダー顧問: ジェンダーに配慮した方法論は、ジェンダー顧問の作業に役立ち、初めに、その効果を論じる前に、「ジェンダーに配慮した方法論」とは何を意味するのか、なぜそれを用いるべきなのかを明確にすることが重要であることを強調する。南スーダン人権委員会の作業の中では、それは男女双方の経験に注意を払い、侵害が起きる状況で何が起きているのかを理解するために、性、年齢及びその他のアイデンティティの印にわたって類似性と差異に注意を払うことを意味する。人権調査には、紛争の悪影響を受けている社会でのサヴァイヴァー、被害者、加害者でさえも生きた現実より現実

注)。

的な感覚を提供し、家族であれ、地域社会であれ、集団に与えるインパクトに対する理解を可能にするジェンダーに配慮した方法論が含まなければならない。例えば、南スーダンのナイル河上流地域のMalakalのShillukの男性は、Shilluk女性に対する性暴力を女性に対する犯罪とは決して言わないが、集団的なShilluk社会または家族に対する侵害だと言う。ジェンダーに配慮した取組は、性的虐待のような社会で対処されないままになっている問題に対処する方法を見つける必要性を示しており、彼らは通報者または証人の保護に頼っているため、その方法は暴露を可能にする。

1.Emily Kenney: ジェンダー化した人権侵害を文書化し、ジェンダー不平等と未だに前途にある課題とそれらをどのように克服するかを強調する際に、調査委員会と事実確認ミッションが達成した進歩について尋ねる。

3. Madeleine Rees 婦人国際平和自由同盟事務総長: 調査委員会は一大飛躍を遂げ、ジェンダー分析は単に女性に対する性暴力を報告することではなくて、経験の全体と結果として生じる害悪を社会構造がいかに改善したり悪化させたりするかについてであることを強調する。その経験は、ジェンダーのせいではなくて、人種・民族性・年齢・社会階級・紛争前及び紛争中に存在する権力構造に対する関係によるアイデンティティに基づくものである。性暴力のジェンダー分析の好事例の一つは、シリアの「私は尊厳を失った」と題する調査委員会の報告書であるが、これは性的暴力を通じた権力の主張が、万人に対して用いられつつあることを示した。そのような暴力の形態の差異は、生物学で決定されるが、結果はジェンダー化したものであり、従って文化に特化した対応を反映している。ブルンディに関する調査委員会の報告書は、市民的・政治的権利とその結びつきのジェンダー化した側面と経済的・社会的権利との相互関連性を重点にした。ブルンディでは、調査委員会は、政治危機による差別を調査し、これが不相応に女性に悪影響を及ぼし、代わってこれがジェンダー関係に悪影響を及ぼすことが分かったことで、女性に対する性暴力を女性差別と暴力の連続の状況の中心に据えた。理事会によって与えられたマンデートには、ジェンダー専門知識が高いレベルに存在している状態で、政治・経済分析を含めなければならない。

1. Emily Kenney: シリアに関する独立国際調査委員会は幾つか画期的な報告書を生み出したがそれらはジェンダーの視点の統合の価値を示した。その報告からのどのような学んだ教訓が、他の同様の調査機関によって適用されることができるのか、また、これら報告書に含まれているどの勧告が、人権理事会の優先的関心を求めているのか?

4. Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長: ジェンダーに基づく暴力の文書化には、侵害の被害者が再びトラウマにかからないように、明確な専門知識と被害者を中心とした取組が必要である。特に伝統が進歩を妨げているところでは、委員会の慣行が大変に役立つことが証明された現在の法的枠組に対する理解と同様に、文化的配慮と文化的状況に対する意識も重要である。委員会の全スタッフが、男性、女性、子どもに異なったインパクトを与える要素を理解していることが絶対に必要であり、従って顧問に加え全スタッフがジェンダーに特化した慣行に関して訓練を受けてきた。シリアの紛争については、すべての交戦当事国によって侵害が行われており、男性と女性、女兒と男児のすべてにインパクトを与えているが、シリア人女性と女兒が不相応にインパクトを受け、被害者となっている。ジェンダーに基づく犯罪の文書化は、人権問題のより幅広い範囲のより幅広い分析を可能にし、より広い視点を提供する。これには、例えば、性と生殖に関する健康を含めた保健への権利が含まれる。唯一の稼ぎ手として現れている寡婦、高齢女性、障害を持つ女性は、増加する経済的困難のために特に悪影響を受けている。性暴力とジェンダーに基づく暴力のシリア人サヴァイヴァー

は、司法と説明責任が優先的注意を必要とするまだ対処されていない問題のままであることを思い出させ、これを強調する。平和的解決と和解への女性の意味ある参画を確保するための一致した努力が必要とされ、この取組が民主的な人権の至上命令であることを強調する。

討論

オランダ(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、カナダ(諸国グループを代表)、オーストリア(諸国グループを代表)、欧州連合、ラトヴィア(諸国グループを代表)、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ポルトガル、カタール、アンゴラ、ハイティ国民保護事務所、国際人権サービス(人権開発アジア・フォーラム・フォーラム・アジアとの共同声明)、人口開発アクション・カナダ

パネリストのコメント

Shuvai Nyoni: 被害者とサヴァイヴァーが利用できる保護制度についての質問に答えるが、地方の NGO の活動を引用する。被害者とサヴァイヴァーのために保護を確保する方法の一つは、リファールルの道を通したものである。機密性を支持し、調査官に話をする者たちがさらに危険な地位に不当に置かれなことを保障することが重要である。時間制約の問題を強調する。

Madeleine Rees: 紛争前に何が起きていたかがあまりにも強調されている。NGO はその点で非常に多くの専門知識をもたらしている。各国は、すでに紛争が生じる状況に気づいており、紛争に対処するために草の根からの知識をいかに利用するかについて考えることができることを知っている。草の根からどんな勧告が飛び出てきてこれを牽引するのかを調べ、紛争が勃発する前にジェンダー不平等が生じる条件の早期変革を調べる必要がある。そうすれば、紛争後の対応は、その草の根の知識に基づき願わくば変革的なものになることができよう。

Paulo Sergio Pinheiro: 人権理事会のマンデートが孤立して作用するのではなくて、他のマンデートと協力して作用するべきであることを強調する。シリア調査委員会にとって、問題は国へのアクセスである。7年間、ある国連加盟国が、委員会が国に立ち入ることを拒否していることはほとんど超現実的である。これはどうしても受容できない。シリアに関する調査委員会は、継続して当該国の協力なしに活動している。従って、シリア国内で活動している他の国連機関との委員会の協力が、調査委員会にとっては極めて重要である。女性の存在と参画を決して見捨てないことが重要である。

討論(継続)

イタリア、アイルランド、国連ウイメン、Conseil international pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme、スイス、メキシコ、スペイン、イラク、ブラジル、欧州連合、アルバニア、Federatie Van Nederlandse Verenigingen Tot Integratie Van Homoseksualiteit---Cic オランダ、Maarij 平和開発財団、Consel international pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme

まとめ

Shuvai Nyoni: 性暴力に関係する汚名について、私の経験では、地域社会と一般社会は、ある暮らし方があるという事実を認め、それをいつも最前線に置いておくことが重要である。従って、部外者であるかも知れないが、地方の経験を理解しようとするようになった人物としてその社会で自分を位置づけることが重要である。ジェンダー顧問は、自分の作業とそれがどのように特定の社会に利益を与えことが

できるかについてよく伝えることができる必要がある。調査は、通常、暴力が起きる瞬間に重点を置いている。しかし、人々はその瞬間を超えて生きている。汚名と打ち明け話の困難を論じる時でさえ、ジェンダー顧問または調査官が、地方の状況を優先して、できる限り地方の社会とつながろうとすることが極めて重要である。

Madeleine Rees: 武力紛争における武器とこれがジェンダーに基づく暴力に与える大きな影響の問題を提起したことに対してメキシコに感謝する。国に武器が溢れている紛争中または紛争前でさえに起こること、つまり軍事化した社会が生み出される。合法であれ、違法であれ、武器取引を調べることができないことは、状況配慮の要点を基本的に外すことである。調査委員会が質問をし、その調査作業の一部として武器取引に関する調査を行うことが絶対に必要である。人権に権威とインパクトを持つ立場にある各国政府を支えために、誰が誰に武器を輸出しているのかに対処する必要を強調する。これが調査の不可欠の部分となり、幅広い調査となる必要がある。理想的なシナリオは、武器取引が終了する前に防止戦略を実施することであろう。すべての調査委員会にジェンダー分析を組み入れるとの加盟国による絶対的公約を耳にして元気づけられている。しかし、シリアの調査にもかかわらず、シリアの刑務所に残っている子どもたちと比較して、調査委員会を反映する具体的解決策という結果にはならないかも知れないこの公約を心配して、続いて起こるかもしれないことに懸念を表明する。

Paulo Sergio Pinheiro: 委員会がその報告書を安全保障理事会に提出した時、理事会の理事国は会場を離れ、2時間委員会と対話を行ったが、これは大変に有用であった。何年にもわたって委員会の勧告を理事会に提出した後で、時には国々による善意の無視があるという印象を受けている。幸いなことに、人権高等弁務官が勧告のフォローアップの点で立派な努力を払った。性暴力とジェンダーに基づく暴力の問題はシリアでは依然として多いが、委員会は、人道違反の犯罪となるレイプとその他の性暴力行為の戦争犯罪を超えて調べ続けている。委員会は、紛争がいかにも以前から存在しているジェンダー不平等と差別をさらに悪化させるかをさらに調べることを勧告している。この問題の根本的問題が調査されなければならない。説明すれば、国内避難が男性と女性、男児と女児に異なった結果を与えているが、母子家庭がこの点で特に脆弱である。シリアのような状況では、今後の和解と和平プロセスに女性がかかわることが最も重要である。男性の寛大さのためではなく、女性が折衝の真の行為者であることが絶対に必要である。

Shurvai Nyoni: 課題の一つは、犯罪と侵害を指摘している報告書の中の情報の目的と、それを生きた現実とバランスさせ、それがどのように決議で考慮できるかである。

Paulo Sergio Pinheiro: シリアの武器取引にかかわっている国々は、人道違反の犯罪へのかかわりを共有しているが、完全に沈黙を守っている。どの報告にもどのコメントにも反応はない。理事会は、2014年の武器取引報告書にもっと注意すべきである。

Madeleine Rees: 理事会によってマンデートを与えられた調査委員会では何が起こっておりどのように機関が対応しているかは、国連システム全体にわたって分枝構造を持つべきである。武器取引はその取組のほんの一部である。正しい勧告を行い、それに基づいて前進するならば、理事会は、紛争がないために調査委員会もなくなる瞬間に遭遇するであろう。

Emily Kenney: 皆様のご注目とコメントに感謝する。会場からのコメントで、性暴力とジェンダーに基づく暴力及びジェンダー化した人権侵害を通報することが極めて重要であることは明らかである。パネリストからの発言は、これが簡単な仕事ではないことを繰り返し述べている。ジェンダーに対応した調査には、国連と市民社会のパートナーの専門知識とリーダーシップと継続する後押しが必要である。加

盟国からの政治的・財政的支援も必要である。被害者とサヴァイヴァーが彼らに値する尊厳をもって扱われるように、討論がジェンダーの統合に投資するよう万人を鼓舞したものと期待している。

9月25日(火)午前 第31回会議

議事項目 8(継続)

一般討論(継続)

国際ヒューマニスト・倫理連合、Organisation internationale pour les pays es moins avance(OIPMA)、Iuventum EV、人権と諸国民の権利アフリカ憲章尊重と適用のための国際委員会、Sikh 人権グループ、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、解放、ssociation pour l'integration et le Developpeent Durable in Burundi、アフリカ先住民族調整委員会、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUDA、国際仏教徒救援団体、ギニア医療互助協会、Conseil International Pour Le Soutien des Process Equitale Aux Droits de l'homme、南米インディアン会議(CISA)、スイス・ギニア連帯、Organisation pour la Comunication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCAPROCE インターナショナル、国際アフリカ民主主義協会、イラク開発団体、Alsalam 財団(バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc との共同声明)、アフリカ地域農業貸付協会、世界環境資源会議、科学技術汎アフリカ連合、Prahar、缶詰業者国際永久委員会、VAAGDHARA、Ius Primi Viri 国際協会、世界バルア団体、Rencontre Aficaine pour la Defense des Droits de L'homme、環境管理学センター、拷問被害者 Khim 更生センター、平和団体調査委員会、世界ムスリム会議、連合学校インターナショナル、国際弁護士団体、広報欧州連合、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、Conseil de jeunesse pluriculturwille (COJEP)、世界市民協会、国際人種差別撤廃団体、保健環境プログラム、Association Culturelle des Tamouls en France、国際アフリカ連帯、人間の運動行動(AHM)、アフリカ保健人権推進者委員会、南北協力連合都市機関、L'ObsevaToire Mauritanien des Droits de l'Homme et de la Democratie、Association Bhaearhi Cwnrew Cultuel Franco---Tamoul、アフリカ貧困ゼロ、Jaunesse Etudiante Tamoule、BrahmaKumari 世界精神大学開発地域社会運パワーメント協会

議事項目 9: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

提出文書

1. アフリカ系の人々に関する専門家作業部会第 21 回・22 回会期報告書(A/HRC/39/69)
2. 上記報告書付録---グアイアナへのミッション(A/HRC/39/69/Add.1)
3. 上記報告書付録---スペインへのミッション(A/HRC/39/69/Add.2)
4. 上記報告書付録---スペインによるコメント(A/HRC/39/69/Add.4)

報告書プレゼンテーション

Michal Balcerzak アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長

当該国ステートメント

ガイアナ、スペイン

意見交換対話

ブラジル(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、ブラジル、国連ウイメン、ジブティ、中国、ボリヴィア多民族国家、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コスタリカ、イラク、アンゴラ、南アフリカ、コーティヴォワール、アゼルバイジャン、マダガスカル、レソト、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、国際国連青年学生運動、Maarij 平和開発財団、アフリカ保健人権推進者委員会

まとめ

Michal Balcerzak

9月25日(火)昼 第32回会議

議事項目9(継続)

一般討論開会ステートメント

1. Juan Eduardo Euiguren 人権理事会副議長・報告者
2. Nathalie Prouvez 人権高等弁務官事務所平等非差別課法の支配担当官

一般討論

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、ブラジル、カタール、トーゴ、エジプト、パキスタン、中国、キューバ、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、ナイジェリア、チュニジア、アイスランド、フランス、パレスチナ国、リビア、ロシア連邦、シリア・アブ共和国、イラン・イスラム共和国、アルバニア、ギリシャ、ベラルーシ、トルコ、アルメニア、バングラデシュ、国際国連青年学生運動、国際ヒューマニスト倫理連合、ジュネーヴ権利開発国際機関、Sikh 人権グループ、国際ロシア同国人会議、国際差別人種主義反対運動、国際仏教徒救援団体、Organisation internationale pour les pays les moins avances (OIPMA)、解放、アフリカ先住民族調整委員会、M コラすらすら社会文化開発協会 MBOSCUDA、南北協力連合都市機関、新人権カメルーン、国際学校連合、Conseil Internaional de Soutien a des Proces Equitables et aux Droits de l'Homme、国際弁護士団体、世界市民協会、Pasumai Thazagam 財団、国際アフリカ民主主義協会、イラク開発団体、Alsalam 財団、あたりか地域農業貸付協会、世界環境調査会議、科学技術汎アフリカ連合、Prahar、暴力被害者擁護団体、VereinSudwind Etwicklungspoitik、VSSGDHARA、IUS PRIMI VIRI 国際協会、Association pour l'integrtrion et le Devedoppement durable au Brurndi、世界バルア団体、世界福祉協会、Rencontre Africaine pour la ddefense des droits de l'homme、"Tupaj Amaru"インディアン運動、環境管理学センター、Khim 拷問被害者更生センター、平和団体調査委員会、広報欧州連合、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、Conseil de jeunesse pluriculturelle(COJEP)、人種差別撤廃国際団体(EAFORD)、開発地域社会エンパワーメント協会、Tourner La Page、Association Thendrl、Le Pont、Tamil Uxhagam、ABC Tamil Oli、Association Culturelle des Tamouls En France、国際アフリカ連帯、人間の運動行動(AHM)、

L'Obsevatiure Mauritanian des Droits de l'Homme et e la Democratie、Association Bharathi Centre Culturel Franco---Tamoul、国際教育開発、アフリカ貧困ゼロ、Jeunesse Etudiante Tamoule、ユダヤ学生欧州連合、Franernite Notre Dame

答弁権行使

アラブ首長国連邦: カタールは、問題を政治利用するために理事会を用いるべきではない。カタールは危機の源である。アラブ首長国連邦は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のいかなる違反も否定する。まだ国際司法裁判所でまだ決定的な評決はないが、アラブ首長国連は大きな関心を抱いてこの事件をフォローしており、その主張の間違いを確立するためにその決定を評価するであろう。

アゼバイジャン: アルメニアはプロパガンダの嘘で国際社会を導こうとしている。民族浄化政策を実施している国の代表団がどうして寛容と非差別について話すことができるのであろう? 民族的憎悪とその他のナショナリズムの考えを広げつつ、アルメニア人は、人々をそそのかして在アルメニアのアゼルバイジャン人の隣人を殺すために、その言葉が利用されているナショナリストによって育てられている。アルメニア人の無知は、2つの国民が平和に安全に暮らすことを認めない。その国民に平和と繁栄を準備しないで、アルメニアの新指導部は、過去の過ちを繰り返し続け、アゼルバイジャン人に対する憎悪を宣伝し、いまだに国際的制裁に立ち向かっていない。アゼバイジャンは、民族的・文化的・宗教的多様性を保っていることを強調する。

中国: いくつかの NGO に応えるが、中国では市民社会が抑圧されているとの彼らの主張は討論中の議事項目とは何の関係もない。中国はその主張に反駁する。中国は、外国の介入を許さない司法の主権を維持している。

カタール: 暫定措置は、学生と国内及びその他に財産を有する人々に否定的インパクトを与えて、連合によって行われた一連の侵害につながった。これら措置は、学校にいて、警告なしにその地域を離れなければならなかった学生を含め、カタール国民の権利の大変明確な侵害であることが分かった。人権理事会の役割は、この問題でのカギであり、それら侵害に気づかなければならない。これはカターに課せられた閉鎖にとどまらず、理事会に出すべきその他の問題もある。

9月25日(火)午後 第33回会議

議事項目 10: 技術援助と能力開発

副高等弁務官による口頭での最新情報のプレゼンテーション(ウクライナの人権状況)

Kate Gilmore

当該国ステートメント

ウクライナ

意見交換対話

欧州連合、エストニア、ラトヴィア、ドイツ、国連子ども基金、スイス、フィンランド、フランス、デンマーク、ロシア連邦、オランダ、スウェーデン、**日本**、クロアチア、スペイン、チェキア、リトアニア、ハンガリー、欧州評議会、オーストラリア、ジョージア、モンテネグロ、ルーマニア、英国、アイスランド、ポーランド、ノルウェー、トルコ、スロヴァキア、モルドヴァ共和国、ブルガリア、人権ハウス財団、

国際ロシア国民会議(UCRC)、世界ウクライナ女性団体連盟

日本のステートメント: ウクライナの紛争のすべての当事者が、ウクライナの領土の保全と主権を尊重するように「ミンスク合意」を完全に実施するよう希望する。クリミアのタタール人を含め、クリミア半島の人々の継続するハラスメント、逮捕、虐待について、日本は大変に心配している。

まとめ

Kate Gilmore

提出文書

1. コンゴ民主共和国の人権状況と国連合同人権事務所の活動に対する国連人権高等弁務官報告書 (A/HRC/39/42)

報告書プレゼンテーション

Georgette Gagnon 人権高等弁務官事務所現地活動技術協力部部長

基調ステートメント

1. Kim Bolduc コンゴ民主共和国国連ミッション副特別代表
2. Marie-Ange Mushobekwa Likuuu コンゴ民主共和国人権大臣
3. Julienne Lusenge 平和と統合された開発女性連帯理事長・共同創設者

意見交換対話

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、ドイツ、エジプト、スイス、フランス、オランダ、チェキア、中国、オーストラリア、スーダン、ベルギー、英国、ノルウェー、ボツワナ、モザンビーク、アルジェリア、コンゴ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、国際人権同盟連盟、拷問廃止のための基督教徒 ACAT 行動国際連盟、Dunenyoko 協会、国際人権サービス、2Coup de Pousse"Chaine de l'Espoir Nord-Sud (C.D.P-C.E.N.S)、フランシスカン・インターナショナル(Bischofliches Hilfswerk Misereor e.V.、カリタス Internationalis カトリック慈善国際連合、正義と平和のドミニカンズ説教師団及びスイス・カトリック Lenten 基金との共同声明)、国際和解フェロシップ、国際人種差別撤廃団体 (EAFORD)

まとめ

Georgette Gagnon、Kim Bolduc、Marie-Ange Musobekwa Likulia、Julienne Lusenge

9月26日(水)午前 第34回会議

議事項目 10(継続)

提出文書

2. 2014年9月以来の侵害と虐待を含めたイエメンにおける人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/43)

開会ステートメント

1. Vojeslav Suc 人権理事会議長
2. Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

3. Kamel Jendoubi イエーメンに関する著名専門家グループ議長

当該国ステートメント

イエーメン

意見交換対話

欧州連合、バーレーン(諸国グループを代表)、オランダ(諸国グループを代表)、クウェート、カタール、スロヴェニア、ドイツ、リビア、キューバ、フランス、スイス、国連ウイメン、サウディアラビア、日本、アラブ首長国連邦、シリア・アラブ共和国、クロアチア、チェキア、中国、エジプト、オーストラリア、スーダン、イラン・イスラム共和国、バーレーン、英国、アイスランド、ノルウェー、スロヴァキア、ニュージーランド、ヨルダン、ナイジェリア、キルギスタン、ウクライナ、湾岸アラブ諸国協力会議イラク開発団体、世界市民協会、バハイ国際共同体、IUS PRIMI VIRI 国際協会、国際セイヴ・ザ・チルド[®]連同盟(CIVICUS---世界市民参画同盟、子ども擁護インターナショナル、国際人権同盟連盟との共同声明)、弁護士の権利監視機構カナダ、カイロ人権学研究所、ジュネーブ権利開発国際機関、子ども擁護インターナショナル

日本のステートメント: 日本は紅海での文民の船舶の攻撃と Houthi 民兵によるサウディアラビアへの継続中の大陸間弾道弾の発射を強く非難する。Houthi 民兵は事実上正規軍とは考えられておらず、Hudaydah にわたる軍事衝突のエスカレーションを嘆かわしく思う。

まとめ

Kate Gilmore, Kamel Jendoubi, Charles Garraway, Melissa Parke

9月26日(水)昼 第35回会議

議事項目 10(継続)

リビアに関する高等弁務官の口頭による最新情報に関する意見交換対話の開会ステートメント

1. Vojislav Su 理事会議長
2. Georgette Gagnon 人権高等弁務官事務所現地活動技術協力部部长
3. Chassan Salame 事務総長特別代表・国連リビア支援ミッション長

当該国ステートメント

リビア

意見交換対話

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、欧州連合、カタール、ドイツ、エジプト、スイス、サウディアラビア、イタリア、アラブ首長国連邦、スペイン、中国、チュニジア、スーダン、バーレーン、英国、イエーメン、レバノン、マルタ、マリ、ヨルダン、アルジェリア、オランダ、フランス、ギリシャ、南北協力連合都市機関、国際法律家委員会、婦人国際平和自由連合、Maarij 平和開発財団、カイロ人権学研究所、Rencontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme、アムネスティ・インターナショナル、Conseil de jeunesse puriculturelle

まとめ

Georgette Gagnon

9月26日(水)午後 第36回会議

議事項目 10(継続)

提出文書

2. カンボディアの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/39/73)
3. 上記報告書付録(A/HRC/39/73/Add.1)
4. 上記報告書付録---カンボディアによるコメント(A/HRC/39/73/Add.2)

報告書プレゼンテーション

Rhoda Smith カンボディアの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

カンボディア

意見交換対話

スウェーデン(デンマーク、アイスランド、ノルウェーも代表)、欧州連合、カナダ、ドイツ、スイス、フランス、日本、中国、ミャンマー、オーストラリア

日本のステートメント: 7月の選挙は、投じられた大量の無効票を含め、様々な観点から失望するものである。カンボディアの技術協力の必要性に関する考え方は、状況を改善するために歓迎される。

コメント

Rhoda Smith

意見交換対話(継続)

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ベルギー、英国、アイルランド、ニュージーランド、フィリピン、ラオ人民民主主義共和国、タイ、ヴェトナム

コメント

Rhoda Smith

意見交換対話(継続)

非暴力急進党超国家超党派、人権開発アジア・フォーラム・フォーラム・アジア、国際法律家委員会、弁護士の権利監視機構カナダ、ヒューマン・ライツ・ナウ、世界市民協会、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル

まとめ

カンボディア、Rhoda Smith

提出文書

5. ソマリアの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/39/72)

報告書プレゼンテーション

Bahame Nyanduga ソマリアの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

Deqa Yasin ソマリア女性人権開発大臣

意見交換対話

欧州連合、カタール、国連こども基金、エジプト、フランス、サウディアラビア、ロシア連邦、オランダ、イタリア、ジブティ、中国、オーストラリア、スーダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、英国、イエーメン、ボツワナ、トルコ、ドイツ、モザンビーク、国際教育開発、国際ジャーナリスト連盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国連監視機構、世界市民協会

まとめ

Bahame Nyanduga

提出文書

6. スーダンの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/39/71)
7. 上記報告書付録---スーダンによるコメント(A/HRC/39/71/Add.1)

報告書プレゼンテーション

Aristide Nononsi スーダンの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

Mohammed Ahmed Salem スーダン法務大臣

意見交換対話

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、カタール、レバノン、エジプト、デンマーク、フランス、スイス、サウディアラビア、オランダ、アラブ首長国連邦、ジブティ、チュニジア、中国、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、バーレーン、パレスチナ国、英国、エリトリア、イエーメン、ドイツ、リビア、ヨルダン、朝鮮民主主義人民共和国、ベラルーシ、アルジェリア、ナイジェリア、エチオピア、トルコ、南スーダン、モーリタニア、Maarij 平和開発団体、世界福音同盟、東部スーダン女性開発団体、全世界基督教徒連帯、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権同盟連盟、人権監視機構、Conseil International dde Soutien a des Proces Equitables et aux Droits de l'Homme

まとめ

Aristide Nononsi

9月27日(木)午前・昼 第37回会議・第38回会議

議事項目 10(継続)

提出文書

8. 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/39/70)

報告書プレゼンテーション

Marie-Therese Keita Bocoum 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

中央アフリカ共和国

意見交換対話

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、国連子ども基金、フランス、オランダ、スイス、スペイン、中国、スーダン、ベルギー、コート・ド'イヴォワール、英国、ドイツ、モザンビーク、アルジェリア、カリタス Internationalia カリタス慈善国際連合(国際福音同盟との共同声明)、Bangui フォーラム、カトリック国際教育事務所、全世界基督教徒連帯、拷問廃止のための基督教徒 ACAT 行動国際連盟、Rencontre Sfricaine pour la defense des droits de l'homme、平和開発 Maarij 財団

まとめ

Mrie-Therese Keita Bocoum

提出文書

9. ジョージアとの協力に関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/39/44)

報告書プレゼンテーション

Georgette Gagnon 人権高等弁務官事務所現地活動技術協力部部長

当該国ステートメント

ジョージア

一般討論

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、ウクライナ(諸国グループを代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、ブータン(諸国グループを代表)、デンマーク(諸国グループを代表)、ニジェール(諸国グループを代表)、パキスタン(諸国グループを代表)、キューバ(諸国グループを代表)、ドイツ、トーゴ、エジプト、アンゴラ、日本、中国、チュニジア、キューバ、ハンガリー、ウクライナ、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、英国、アイスランド、アフガニスタン、エストニア、リトアニア、フランス、インドネシア、インド、マレーシア、フィンランド、ロシア連邦、スウェーデン、ラトヴィア、スーダン、モンテネグロ、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、トゥヴァル、ベラルーシ、ポーランド、シリア・アラブ共和国、ノルウェー、フィリピン、藻ドヴァ共和国、ニジェール、ブルガリア、バハマ、ガンビア、ホンデュラス、モロッコ、タイ、Maarij 平和開発財団、東部スーダン女性開発団体、Ius Primi Viri 国際協会、国際レズビアン In・ゲイ協会、Al Zubair 慈善財団、開福祉協会、国際仏教徒救援団体、ヒューマン・ライツ・ナウ、世界福音同盟(アッシリア人援助協会---イラクとの共同声明)、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、国際人権同盟連盟、シーク人権グループ、Associatin pour l'Integration et le Developpement Durable au Brurundi、解放、アフリカ先住民族調整委員会、スイス-ギニア連帯、ギニア医療互助協会、開発地域社会エンパワーメント協会、イラク開発団体、Alsalam 財団、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Prahar、暴力被害者擁護団体、Verein Ausqins Wnrqixkunfapolitik、VAAGDHARA、Psumai Thaayafam 財団、Rencontre Africainw pour la Defense des

Droits de l'Homme、拷問被害者 Khiam 更生センター、Conseil International pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、Conseil de jeunesse pluriculturelle (COJEP)、人種差別撤廃国際団体(EAFORD)、Tourner La Page、Assciation Thendral、Tamil Uzhagam、ABC Tamil Oli、Association Culturelle des Tamouls en France、国際アフリカ連帯、人間の運動行動(AHM)、L'Oservatoire Mauritanien des Droits de l'Homme et de la Democratie、Association des Etudians Tamouls de France、アフリカ貧困ゼロ、Jeunesse Etudiane Tamouol、国際弁護士団体、フリーダム・ハウス(アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、CIVICUS---世界市民参画同盟、フロント・ライン国際人権擁護者保護財団との共同声明)、アフリカ文化インターナショナル、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア

日本のステートメント: アブカジアと南オセチアにとって、高等弁務官事務所と国際人権メカニズムへのアクセスを認める際に進歩はなく、これは大変懸念されることである。ジョージアにおける 2018 年から 2020 年までの国内人権行動計画の採択は、政府が民主主義と法の支配にコミットしていることを示している。日本は、ジョージアへの技術支援が継続することを希望する。

答弁権行使

ペルー: ヴェネズエラに関して声明を出した地域の 11 か国を代表してキューバの大使に伝える。ステートメントが議事項目 10 と何の関係もなかったので、大使が話している時に議事進行上の問題を提起したが、11 か国はすべての人権が論じられるべきであると信じている。いニシヤティヴはヴェネズエラの主権を損なうことを目的とするものではなく内部問題に干渉するものでもないので、キューバのステートメントは拒絶される。

ルワンダ: コンゴ民主共和国が直面している課題の根には申し立てられた 20 年にわたるルワンダのコンゴ民主共和国の占領があるとの Dunenygo 協会の主張を拒否する。事実的に不正確なステートメントをする前に、発言者は太湖地域の歴史を勉強するべきである。ルワンダとコンゴ民主共和国は、国境と歴史的絆を分かち合っており、温かい関係を享受しており、ルワンダは共通の課題に対処す際に政府を支援している。そのような支援は、陰謀を企てる理論家によって損なわれはしない。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: キューバ大使は、内部問題に干渉しようとしているヴェネズエラに関する決議を拒否している十数か国を代表して話した。そのステートメントは、手続き規則の下で行われた。

9月27日(木)午後 第39回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択

1. ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権の推進と保護(A/HRC/39/L.1/Rev.1)

主提案国: ペルー

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、グアテマラ、グアイアナ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュ

ーギーランド、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン、ウクライナ、英国

一般コメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)、キューバ、オーストラリア(リマ・グループ及びその他の関係国を代表)、ジョージア、メキシコ(諸国グループを代表)、英国

当該国ステートメント：ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント：エクアドル、中国、ブラジル、エジプト

賛成 23 票、反対 7 票、棄権 17 票で決議を採択

票決結果：賛成 23 票：アフガニスタン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、クロアチア、エクアドル、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、日本、メキシコ、パナマ、ペルー、韓国、ルワンダ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国

反対 7 票：ブルンディ、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、エジプト、パキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 17 票：アンゴラ、コートイヴォワール、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、フィリピン、カタール、サウディアラビア、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦

2. ロヒンギャ・ムスリム及びその地のミャンマーのマイノリティの人権状況(A/HRC/39/L.22)

主提案国：パキスタン(イスラム協力機構を代表)、オーストリア(欧州連合を代表)

共同提案国：アパニア、アンドラ、オーストラリア、ベルギー、ブルカリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国

一般コメント：英国、エジプト

当該国ステートメント：ミャンマー

票決前ステートメント：ブラジル、中国、アイスランド、日本、ペルー、フィリピン

日本のステートメント：ラカイン州の人権状況とバングラデシュに逃れた人々が直面している不安定な状況について懸念を表明する。日本はラカイン州への国連職員へのアクセスを認め必要性を強調する。日本は、この危機を解決する際に重要な前進となる独立調査委員会の活動の開始を推奨する。しかし、日本は、ミャンマー自身が現在の状況の透明性のある信頼できる調査を行うことが重要であることを強調する。これに基づいて、日本は、この決議に棄権することを選んだ。日本は、ミャンマーの人権状況を改善するために国際社会との討議に参加し続けるであろう。

賛成 35 票、反対 3 票、棄権 7 票で、決議を採択

票決結果：賛成 35 票：アフガニスタン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コートイヴォワール、クロアチア、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、イラク、キルギスタン、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、カタール、韓国、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国

反対 3 票: ブルンディ、中国、フィリピン

棄権 7 票: アンゴラ、エチオピア、**日本**、ケニア、モンゴル、ネパール、南アフリカ

3. 人権教育世界プログラム(A/HRC/39/L.2)

主提案国: スロヴェニア

共同提案国: アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、エクアドル、フランス、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モルディヴ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、ウクライナ、**英国**、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

4. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/HRC/39/L.5)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エクアドル、エジプト、ハイティ、ニカラグア、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント: スロヴァキア

賛成 27 票、反対 15 票、棄権 5 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 27 票: アンゴラ、ブルンディ、中国、コート・ド'イボワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 15 票: オーストラリア、ベルギー、クロアチア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、**日本**、韓国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、**英国**

棄権 5 票: アフガニスタン、ブラジル、チリ、メキシコ、ペルー

5. 人権を侵害し民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用(A/HRC/39/L.6)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エクアドル、エジプト、ニカラグア、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント: スロヴァキア

賛成 30 票、反対 15 票、棄権 2 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 30 票: アンゴラ、ブラジル、ブルンディ、チリ、中国、コート・ド'イボワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 15 票: オーストラリア、ベルギー、クロアチア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド

ド、日本、韓国、スロヴァキア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国

棄権 2 票: アフガニスタン、メキシコ

6. ジャーナリストの安全(A/HRC/39/L.7)

主提案国: オーストリア

共同提案国: アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ケニア、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、チュニジア、英国、ウクライナ、ウルグアイ

一般コメント: チュニジア、オーストラリア、エクアドル

採択前ステートメント: パキスタン

コンセンサスで、決議を採択

7. 地方自治体と人権(A/HRC/39/L.8)

主提案国: 韓国

共同提案国: アルジェリア、オーストラリア、バーレーン、ボリヴィア多民族国家、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、デンマーク、エクアドル、エジプト、フランス、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、マルタ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サウジアラビア、スペイン、タイ、チュニジア、アラブ首長国連邦

コンセンサスで決議を採択

8. 安全な飲用水と下水道への人権(A/HRC/39/L.11)

主提案国: スペイン

共同提案国: アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、ベルギー、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニジェール、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、ウルグアイ、イエーメン

修正案 L.25 の提案

主提案国: キルギスタン

一般コメント: ドイツ、アイルランド、スイス

賛成 2 票、反対 33 票、棄権 12 票で、修正案 L.25 を否決

票決前ステートメント: キルギスタン、パナマ

賛成 44 票、反対 7 票、棄権 1 票で、L.11 を採択

票決結果: 賛成 44 票: アンゴラ、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ブルンディ、チリ、中国、コ

ーティヴォワール、クロアチア、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、イラク、**日本**、ケニア、メキシコ、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、カタール、韓国、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スイス、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 1 票: キルギスタン

棄権 2 票: アフガニスタン、エチオピア

9. 開発への権利(A/HRC/39/L.12)

主提案国: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)

一般コメント: オーストラリア、南アフリカ

票決前ステートメント: スイス、スロヴァキア(欧州連合を代表)、アイスランド、メキシコ

賛成 30 票、反対 12 票、棄権 5 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 30 票: アフガニスタン、アンゴラ、ブラジル、ブルルンディ、チリ、中国、コートイヴォワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 12 票: オーストラリア、ベルギー、クロアチア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国

棄権 5 票: アイスランド、**日本**、メキシコ、パナマ、韓国

10. 予防できる妊産婦死亡と罹病と人道状況での人権(A/HRC/39/L.13/Rev.1)

主提案国: コロンビア

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、コンゴ民主共和国、デンマーク、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、のウェー、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、英国、ウクライナ、ウルグアイ

修正案 L.31 の提案

主提案国: ロシア連邦、

一般コメント: アイスランド、エジプト、メキシコ、パキスタン、カタール、オーストラリア、ハンガリー、イラク

賛成 14 票、反対 27 票、棄権 4 票で、修正案 L.31 を否決

採択前ステートメント: ナイジェリア

コンセンサスで L.13/Rev1 を採択

決議内容: 「HRC39 公式文書」を参照

9月28日(金)午前 第40回会議

議事項目1(継続)

決議の採択

11. 政治的・公的問題への平等な参画(A/HRC/39/L.14/Rev.1)

主提案国: チェコ共和国(チェキア)

共同提案国: アルバニア、アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボツワナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国

一般コメント: チリ

口頭による修正案の提案

主提案国: 中国(パキスタン、南アフリカを代表)

一般コメント: ペルー、エジプト、パキスタン、スロヴァキア、南アフリカ、ペルー、ドイツ、スイス

票決前ステートメント: パナマ、オーストラリア、ウクライナ

賛成 18 票、反対 22 票、棄権 7 票で口頭による修正案を否決

L.14/Rev1 採択前ステートメント: エチオピア、中国

コンセンサスで決議を採択

12. 農夫及びその他の農山漁村地域で働く人々に関する国連宣言(A/HRC/39/L.16)

主提案国: ボリヴィア多民族国家

共同提案国: アルジェリア、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エジプト、ハイティ、ケニア、ニカラグア、パラグアイ、フィリピン、南アフリカ、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴクロアチア、アリアン共和、パレスチナ国

一般コメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、スロヴァキア(欧州連合を代表)、エクアドル(核心グループを代表)、キューバ

票決前ステートメント: スイス、メキシコ、ブラジル、エチオピア、英国、ドイツ(スロヴェニア、スロヴァキア、クロアチア、スペイン、ベルギーも代表)、アイスランド、チリ、パナマ、韓国、中国

賛成 33 票、反対 3 票、棄権 11 票で決議を採択

票決結果: 賛成 33 票: アフガニスタン、アンゴラ、ブルンディ、チリ、中国、コート・ド'イボワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、メキシコ、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、南アフリカ、スイス、トーゴ、テュニジア、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 3 票: オーストラリア、ハンガリー、英国

棄権 11 票: ベルギー、ブラジル、クロアチア、ジョージア、ドイツ、アイスランド、日本、韓国、ス

ロヴァキア、スロヴェニア、スペイン

13. 人権と先住民族(A/HRC/39/L.18/Rev.1)

主提案国: メキシコ(グアテマラも代表)

共同提案国: チリ、エクアドル、フィンランド、ホンデュラス、モンテネグロ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、スペイン、ウクライナ

一般コメント: 南アフリカ、ブラジル

コンセンサスで決議を採択

開発への権利を含めたすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する議事項目の下での決議採択後のステートメント

パキスタン、英国、サウジアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エジプト、オーストラリア、スペイン、中国

14. ブルンディの人権状況(A/HRC/39/L.15/Rev.1)

主提案国: オーストリア(欧州連合を代表)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国

一般コメント: オーストラリア

当該国ステートメント: ブルンディ

票決前ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エジプト

賛成 23 票、反対 7 票、棄権 17 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 23 票: オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、クロアチア、エクアドル、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、**日本**、メキシコ、モンゴル、パナマ、ペルー、韓国、ルワンダ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国

反対 7 票: ブルンディ、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、エジプト、サウジアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 17 票: アフガニスタン、アンゴラ、コーティヴォワール、エチオピア、ジョージア、イラク、ケニア、キルギスタン、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア

15. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/39/L.20)

主提案国: 英国

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ポルト

ガル、カタール、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ

修正案 L.26 から L.29 までの提案: ロシア連邦

修正案票決の提案: 英国

一般コメント: キューバ、中国、スロヴァキア(欧州連合を代表)、スイス、オーストラリア

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

修正案 26 の票決

票決前ステートメント: メキシコ

賛成 9 票、反対 24 票、棄権 14 票で修正案 L.26/Rev1 を否決

口頭で修正の L.27 の票決

票決前ステートメント: ドイツ、ベルギー

賛成 12 票、反対 22 票、棄権 13 票で、口頭で修正の L.27 を否決

修正案 L.28 の票決

票決前ステートメント: カタール、ジョージア

賛成 12 票、反対 22 票、棄権 13 票で、修正案 L.28 を否決

修正案 L.29 の票決

票決前ステートメント: スロヴァキア、オーストラリア

賛成 11 票、反対 22 票、棄権 14 票で、修正案 L.29 を否決

L.20 の票決

票決前ステートメント: エジプト、イラク、エクアドル、メキシコ、ブラジル

賛成 27 票、反対 4 票、棄権 16 票で決議を採択

票決結果: 賛成 27 票: オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コーティヴォワール、クロアチア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、**日本**、メキシコ、パナマ、ペルー、カタール、韓国、ルワンダ、サウディアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、トーゴ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国

反対 4 票: ブルンディ、中国、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 16 票: アフガニスタン、アンゴラ、コンゴ民主共和国、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、セネガル、南アフリカ、チュニジア

9月28日(金)午後 第42回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

16. イエーメンの人権状況(A/HRC/39/L.21)

主提案国: カナダ

共同提案国: アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スウェーデン

一般コメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、ドイツ、英国

当該国ステートメント: イエーメン

票決前ステートメント: サウジアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アラブ首長国連邦、ウクライナ、日本、スイス、中国、メキシコ、ブラジル、カタール、エジプト

日本のステートメント: イエーメンの人権状況に関する昨年の決議の共同提案国として、協議が統一された決議という結果にならなかったことに失望している。日本が、決議に関する実体的協議にかかわることから排除されたことも残念に思っている。非公式協議は一回しか開かれず、しかも突然のことであった。日本は、関心のある代表団による実体的協議ができるような方法で今後の無期限協議会が開かれることを求める。イエーメンの恐ろしい人道・人権状況を考慮して、日本は、何らかの形態のイエーメンに関するメカニズムが必要であると考え。日本は、理事会が、このメカニズムに関してコンセンサスを求めるべきであることを強調する。日本は、もし採択されれば、決議を実施するための経費が制限されるべきであることを強く要請する。

賛成 21 票、反対 8 票、棄権 18 票で決議を採択

票決結果: 賛成 21 票: オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コートイヴォワール、クロアチア、エクアドル、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、メキシコ、パナマ、ペルー、カタール、韓国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国

反対 8 票: ブルンディ、中国、キューバ、エジプト、パキスタン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 18 票: アフガニスタン、アンゴラ、コンゴ民主共和国、エチオピア、ジョージア、イラク、日本、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、フィリピン、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア

国連人権高等弁務官年次報告書と国連高等弁務官事務所・事務総長報告書に関する議事項目の下での決議採択後ステートメント

ベルギー、キューバ

17. 国内人権機関(A/HRC/39/L.19/Rev.1)

主提案国: オーストラリア

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エジプト、エストニア、フィジー、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、アイスランド、イラク、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ、英国

修正案 L.30 の提案: 南アフリカ

修正案票決の要求: オーストラリア

一般コメント: アフガニスタン

票決前ステートメント: ドイツ、韓国

賛成 10 票、反対 29 票、棄権 8 票で、修正案 L.30 否決
決議 L.19/Rev.1 をコンセンサスで採択

「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する議事項目の下での決議採択後のステートメント

英国

18. 人権の分野での技術協力と能力開発の強化(A/HRC/39/L.3)

主提案国: タイ

共同提案国: アルバニア、アンゴラ、オーストリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、フィンランド、フィジー、フランス、ドイツ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイカランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ケニア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、モルドヴァ共和国、ルーマニア、シンガポール、スロヴェニア、スペイン、スーダン、テュニジア、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ

一般コメント: スロヴァキア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

19. 中央アフリカ共和国の人権の分野での技術支援と能力開発(A/HRC/39/L.9)

主提案国: トーゴ

共同提案国: ベルギー、クロアチア、フランス、スペイン

一般コメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

20. コンゴ民主共和国の人権分野での技術援助と能力開発(A/HRC/39/L.10)

主提案国: トーゴ(アフリカ・グループを代表)

当該国ステートメント: コンゴ民主共和国

採択前ステートメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、スイス

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

21. 人権の分野でのイエーメンの技術支援と能力開発(A/HRC/39/L.23)

主提案国: テュニジア(アフリカ・グループを代表)

一般コメント: ベルギー(欧州連合を代表)

当該国ステートメント: イエーメン

採択前ステートメント: 日本、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

日本のステートメント: 2 つの核心グループの間の協議が共同決議という結果とはならなかったことは残念である。L.21 と L.23 の核心グループは大変に短い予告でそれぞれわずか 1 回の非公式協議を開催した。今後、両核心グループは、もっと多くの非公式協議を開催するよう助言される。イエーメンの恐ろしい人道状況に関して、独立したメカニズムが極めて重要である。

コンセンサスで決議を採択

22. スーダンの人権を改善するための技術支援と能力開発(A/HRC/24/Rev.1)

主提案国: トーゴ

共同提案国: パキスタン、スーダン、チュニジア、英国

一般コメント: チュニジア(アラブ・グループを代表)、スロヴァキア(欧州連合を代表)、エジプト、カタル

当該国ステートメント: スーダン

コンセンサスで決議を採択

23. 人権分野でのソマリアへの援助(A/HRC/39/L.17)

主提案国: 英国

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ルーマニア、ソマリア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国

当該国ステートメント: ソマリア

コンセンサスで決議を採択

技術援助と能力開発の議事項目の下での決議の採択後のステートメント

ブラジル

特別手続きマンデート保持者の任命

諮問委員会の 4 名の新委員の任命: Cheikh Tidiane Thiam(セネガル)をアフリカ諸国からの委員に、Ibrahim Abdul Aziz Alsheddi(サウジアラビア)をアジア太平洋諸国からの委員に、Jose Auguste Lidgren Alves(ブラジル)をラテンアメリカ・カリブ海諸国からの委員に、Alessio Bruni(イタリア)を西欧及びその他の諸国からの委員に任命

特別報告書の任命: Anais Marin(フランス)をベラルーシの人権状況に関する特別報告者に、Daniela Kravetz(チリ)をエリトリアの人権状況に関する特別報告者に、Dominique Day(米国)をアフリカ系の人々に関する専門家作業部会の西欧及びその他の諸国からの委員に任命

理事会第 39 回会期報告書

人権理事会副議長・報告者である Juan Eduardo Eguiguren の説明の後、理事会は第 39 回会期の暫定報告書を採択

主流化パネルのテーマの決定

人権理事会議長 Vojislav Suc が 2019 年 3 月の第 40 回理事会で開催される人権の主流化に関する国連機関の長との年次高官パネル討論のテーマとして、「多国主義に照らした人権: 機会・課題・前進の道」を提案。理事会は議長の提案を承認

オブザーヴァー国と市民社会による閉会の言葉

インドネシア、ヨルダン、ベラルーシ、ニュージーランド、トゥヴァル、国際人権サーヴィス、欧州--第 3 世界(FIAN インターナショナル)などの共同声明

閉会ステートメント

Vojislav Suc 人権理事会議長

次回第 40 回会期は 2019 年 2 月 25 日から 3 月 22 日まで

以 上

